

第2次 遠賀町地域福祉計画

第4次 地域福祉活動計画



令和4年3月

遠賀町・遠賀町社会福祉協議会

第2次遠賀町地域福祉計画・
第4次地域福祉活動計画

はじめに

「地域福祉」は、住み慣れた地域で年齢や障がいの有無などに関係なく、すべての人が安心して暮らしていけるような地域社会を築くため、地域で暮らす人々がお互いに助け合い、支え合う取り組みのことです。

近年、少子高齢化や家族形態の多様化等で、地域のつながりが希薄化していき、家族や地域による支援力が低下している状況があります。遠賀町においても、高齢者世帯・共働き世帯の増加により、介護や子育ての支援がこれまで以上に必要となる中、地域を取り巻く課題は、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮等、様々な分野の困り事が絡み合って複雑化・多様化しています。

本町では、このような課題の解決に向けて、一人ひとりが積極的に地域づくりに関わり、地域の「絆」を深め、すべての住民が生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを実現するため、平成 29 年 3 月に「遠賀町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の向上を目指して取り組んでまいりました。

今回、計画を策定して 5 年が経過することから、地域における生活課題等に関する住民意識調査（アンケート）の結果及び社会環境の変化等を踏まえ、「第 2 次遠賀町地域福祉計画・第 4 次地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は、地域福祉事業を主体的に取り組んでいる遠賀町社会福祉協議会との連携が重要であると考え、同協議会の策定する地域福祉活動計画と一体的に策定することといたしました。

地域共生社会の実現には、住民一人ひとりが地域の課題を「我が事」としてとらえ、「お互いさま」の気持ちを持って助け合い、支え合う取り組みが必要となってきます。また、地域住民・福祉団体・事業者・行政等が協力し、それぞれに期待される役割を果たしていくことも重要です。今後とも、誰もが支え、支えられる遠賀町らしい共生型の地域社会実現のため、遠賀町社会福祉協議会と協働して取り組みを進めてまいりますので、引き続き、住民の皆様の積極的な参画とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「遠賀町地域福祉計画推進委員会」の委員の皆様をはじめ、住民意識調査などを通じて貴重なご意見をいただきました住民の皆様、関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月



遠賀町長 古野 修

ごあいさつ

遠賀町社会福祉協議会は、「みんなが支え助け合い安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域福祉活動に取り組んでいます。

少子高齢化・人口減少が進み、かつては家族や親戚、隣近所や知人によって自然に行われていた「支え合い」が減少し、地域の福祉力は脆弱になりつつあります。高齢者・児童・障がい者への虐待、孤独死や自死、DVの問題等、昨今、社会問題として取り上げられる課題は、遠賀町においても他人事ではありません。



こうした状況を背景に、国は、平成30年4月に改正社会福祉法を施行し、今後の福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を位置づけました。地域共生社会の実現とは、その人らしい役割を担いながら、地域でお互いに支え合う、地域社会の実現です。

このような中、遠賀町社会福祉協議会は、令和4年度～8年度の5か年を期間とする第4次地域福祉活動計画を策定いたしました。遠賀町と協議を重ね、町全体が一丸となって福祉のまちづくりに取り組むべく、行政の計画である地域福祉計画と一体化しています。

地域住民・団体、行政、社会福祉協議会、福祉事業者等、それぞれの立場から「遠賀町における福祉」について協議し、地域共生のまちづくりの指針となるべく、現状に基づいた分析と将来に備えてそれぞれが取り組むべきことについて計画化しています。

策定にあたり、地域住民・団体の生の声を反映するため、住民アンケートやヒアリング調査を行いました。これらの貴重な声を、これからの遠賀町の福祉に活かせるよう、社会福祉協議会も尽力していく所存です。

結びに、本計画の策定にあたり、高い専門性と幅広い見地に立って熱心にご審議いただきました「遠賀町地域福祉計画推進委員会」の委員の皆様、多数の貴重なご意見や提言を賜りました関係機関・団体や町民の皆様に対し、心より感謝とお礼を申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 遠賀町社会福祉協議会
会長 井口 富佐子

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	5

第2章 地域を取り巻く遠賀町の現状

1	人口構造と少子高齢化の状況	7
2	高齢者のいる世帯の状況	9
3	要援護者の状況	10
4	意識調査結果に見る地域の生活課題等	13

第3章 計画の基本的な考え方

1	前計画の総括	19
2	計画の基本理念	23
3	遠賀町が目指す地域共生社会の形	23
4	計画の基本目標	25
5	計画の体系	26

第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 ふれあい・支え合いの地域づくり

1	ふれあい・交流活動の促進と充実	27
2	地域の多様な支え合いの促進	30

基本目標2 包括的な相談・支援の体制づくり

1	情報提供・相談支援の充実	36
2	隙間のない継続的支援体制の確立	40
3	適切なサービス利用の促進	43

基本目標3 主体的に活動を担う人づくり

- 1 地域と福祉への意識の醸成と啓発 …………… 45
- 2 地域活動を支える担い手の育成 …………… 49
- 3 ボランティア活動の促進 …………… 53

基本目標4 安全・安心な暮らしづくり

- 1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり …………… 57
- 2 地域の安全を守る活動 …………… 61
- 3 人にやさしい生活環境づくり …………… 64

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

- 1 計画策定の趣旨 …………… 67
- 2 基本方針 …………… 68
- 3 具体的な取り組み …………… 68

第6章 計画の実現のために

- 1 計画内容の周知徹底 …………… 73
- 2 計画の推進体制 …………… 73
- 3 関係機関等との連携・協働 …………… 73
- 4 計画の進捗管理 …………… 73

資料編

- 1 遠賀町地域福祉計画推進委員会規則 …………… 75
- 2 遠賀町地域福祉計画推進委員会委員名簿 …………… 76
- 3 遠賀町地域福祉計画推進委員会の開催状況 …………… 77

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、年齢や障がいの有無などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

遠賀町では、平成 29 年 3 月、「遠賀町地域福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、地域福祉の理念と仕組みづくりの方向性や地域福祉推進のための住民の役割等を定めました。またその翌年、遠賀町社会福祉協議会では、それを受けて「第 3 次地域福祉活動計画」を策定し、住民参加による福祉活動の推進を図ってきました。

平成 29 年の社会福祉法改正において、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられ、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるよう努めることとされました。これまで、分野ごとに「縦割り」で支えていた地域の高齢者や障がい者、子育て世帯などの地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題に対し、包括的な対応を地域づくりとあわせて進めることや持続可能な地域づくりと結びつけた取り組みを進めることが求められています。

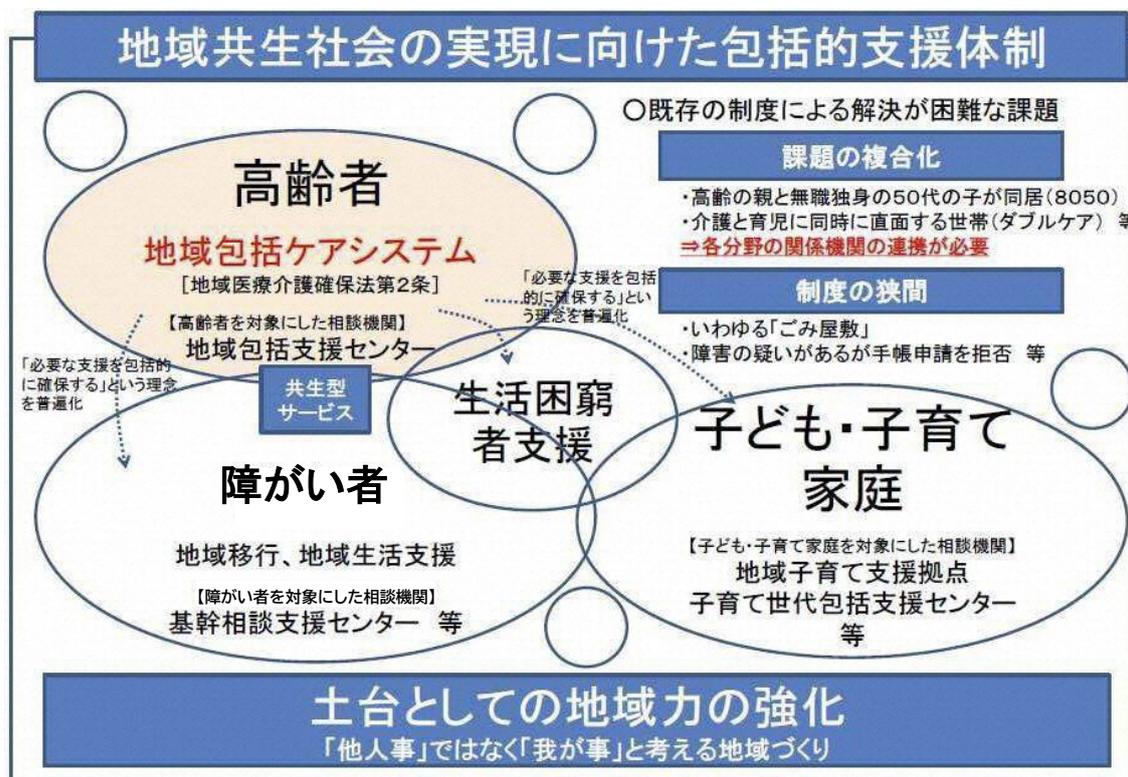
また、同改正においては、市町村に①住民に身近な圏域で、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる環境の整備、②住民に身近な圏域で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に取り組むことにより、「地域共生社会[※]」の実現に向けた包括的な支援体制を整備することが新たに努力義務とされました。

本町では、令和 4 年 3 月をもって両計画期間が満了することから、国の動向を踏まえながら両計画の見直しを行う必要があり、これまでの取り組みの成果と残された課題を検証しつつ、地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した、「第 2 次遠賀町地域福祉計画・第 4 次地域福祉活動計画」を策定することとしました。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成 29 年 2 月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

■地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ



資料:厚生労働省

2 計画の位置づけ

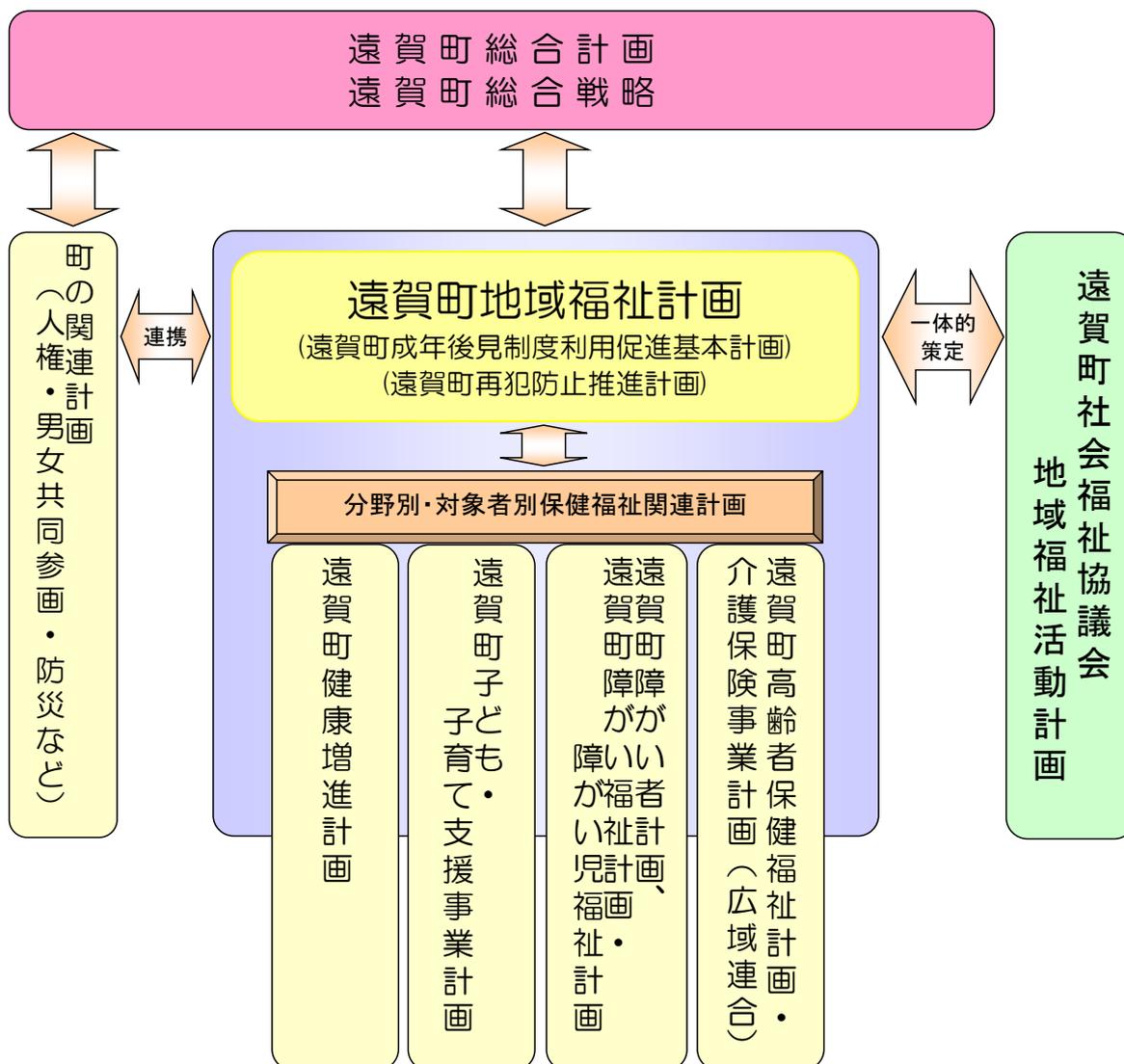
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域の福祉を向上させるための行政計画です。また、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める「上位計画」となります。

一方、地域福祉活動計画は社会福祉協議会が策定するものであり、「すべての町民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画とは法的性格には違いますが、両計画ともに、住民参加を通じて地域福祉の推進を図るという共通の目的を持つものです。したがって、計画策定にあたっては、各地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉の基本理念や地域住民による福祉活動への支援策など共有・連携を図ることが重要であることから、本町では、これら2つの計画を一体的に策定することとしました。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」を包含する計画とします。

■他の計画との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は令和4年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする5か年とします。ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■地域福祉計画と関連する行政計画の計画期間

西暦（年度） 【年号（年度）】	2017 【H29】	2018 【H30】	2019 【R1】	2020 【R2】	2021 【R3】	2022 【R4】	2023 【R5】	2024 【R6】	2025 【R7】	2026 【R8】
地域福祉計画	第1次					第2次（本計画）				
総合計画（基本計画）	第5次（後期）					第6次（前期）				
総合戦略	第1期		第2期				第3期			
高齢者保健福祉計画	第6期	第7期		第8期			第9期			
障がい者計画	第2次	第3次					第4次			
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第4期	第5期・第1期		第6期・第2期			第7期・第3期			
子ども・子育て 支援事業計画	第1期		第2期				第3期			
健康増進計画	第1次									

4 計画の策定体制

(1) 遠賀町地域福祉計画推進委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うために、「遠賀町地域福祉計画推進委員会」を設置し、審議を行いました。

(2) 遠賀町地域福祉計画推進ワーキングチーム会議の設置

上記推進委員会に提示する計画案等作成のため、庁内関係各課、町社会福祉協議会の職員で構成する「遠賀町地域福祉計画推進ワーキングチーム会議」を設置し、検討を行いました。

(3) 遠賀町の地域福祉に関する意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「遠賀町の地域福祉に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。

●意識調査の実施概要

調査対象	住民基本台帳から年齢 10 歳階層ごとに（ただし、18 歳以上 30 歳未満及び 70 歳以上はそれぞれ1階層とし、全部で6階層とする）男女同数を無作為抽出した 1,500 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和 3 年 5 月 10 日（月）から令和 3 年 5 月 31 日（月）まで
回収結果	配布数：1,500 件 有効回収数：764 件 回収率：50.9%

(4) ボランティア団体に対するアンケートの実施

地域福祉活動の担い手となるボランティア団体（30 団体）に対するアンケートを行い、意見の反映を行いました。

(5) 社会福祉法人に対するヒアリング調査の実施

町内の社会福祉法人 9 事業者に対し、アンケートを事前配布し、後日その内容に基づき、ヒアリングを行い、意見の反映を行いました。

(6) パブリック・コメントの実施

令和 3 年 12 月 24 日から令和 4 年 1 月 14 日まで計画素案を公表し、住民からの意見募集を行いました。

第 2 章

地域を取り巻く遠賀町の現状

1 人口構造と少子高齢化の状況

(1) 人口ピラミッド

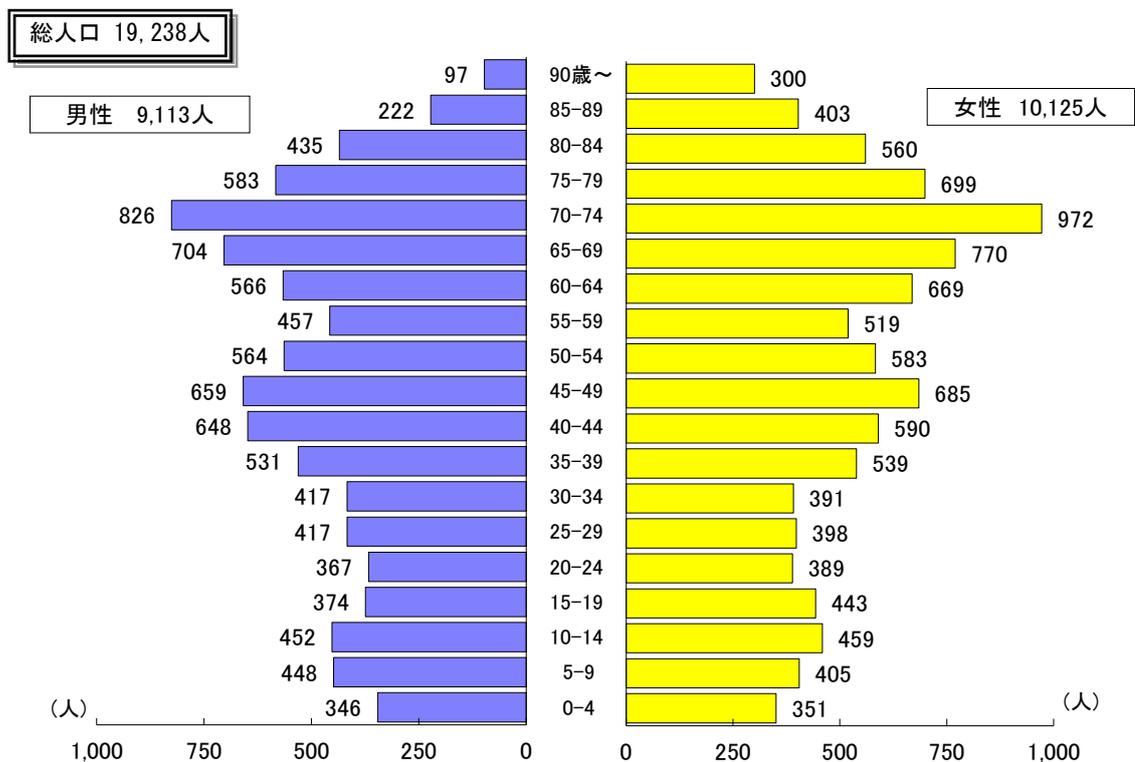
本町の人口は、令和3年10月1日現在で、男性9,113人、女性10,125人、合計19,238人となっています。

年齢階層別にみると、いわゆる団塊の世代が含まれる70代前半とそれに続く60代後半が最も多く、そのジュニア世代である40代がそれに次いで多くなっており、国と同じ2つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

今後、70代前半の階層が順次後期高齢期に達することから、本計画期間中は特に後期高齢者（75歳以上）の増加が見込まれます。

また、0～4歳の子どもや、今後の子育て世代を担う20代の年齢層が少なく、少子化の進行が懸念されます。

■人口ピラミッド



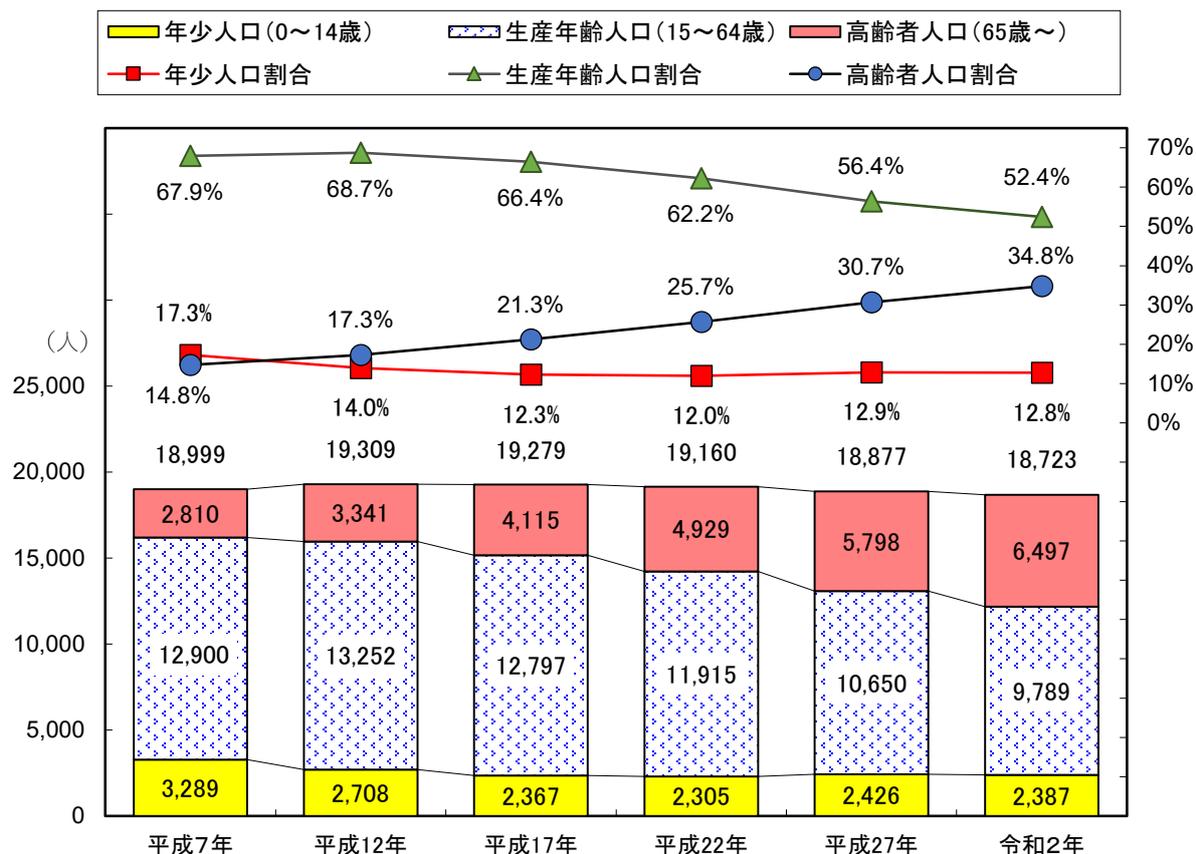
(令和3年10月1日現在)

資料: 住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口と高齢化率の推移

本町の総人口は微減傾向で推移していますが、年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口が増加を続ける一方、15～64歳の生産年齢人口は減少を続けています。これに伴い高齢化率は上昇の一途をたどっており、令和2年の高齢化率は34.8%、住民の3人に1人は高齢者という状況になっています。

■年齢3区分人口の推移



(各年10月1日現在)

※総人口には年齢不詳を含む。

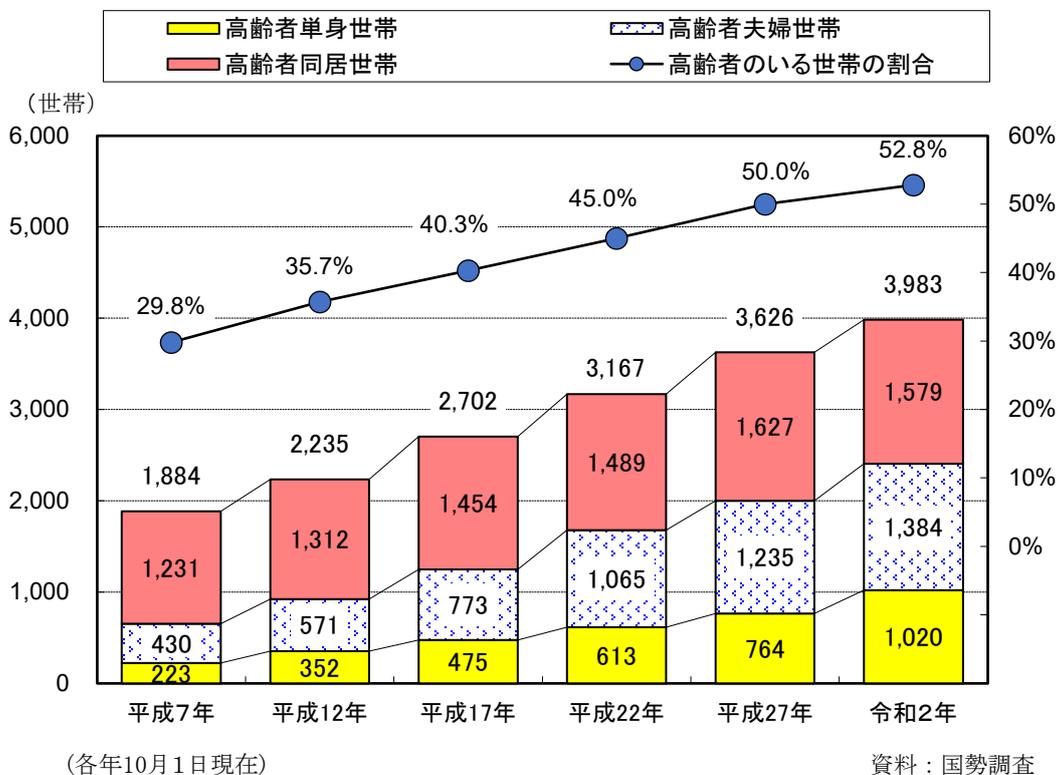
資料：国勢調査

2 高齢者のいる世帯の状況

高齢化の進展に伴い、高齢者のいる世帯数も増加の一途をたどっており、令和2年10月1日現在、高齢者のいる世帯数は3,983世帯で、総世帯数（7,542世帯）に占める割合は52.8%となっています。

また、平成7年から令和2年までの25年間の推移を見ると、高齢者単身世帯数は223世帯（11.8%）から1,020世帯（25.6%）へ、高齢者夫婦世帯数は430世帯（22.8%）から1,384世帯（34.7%）へと増加しています。

■高齢者のいる世帯の状況の推移



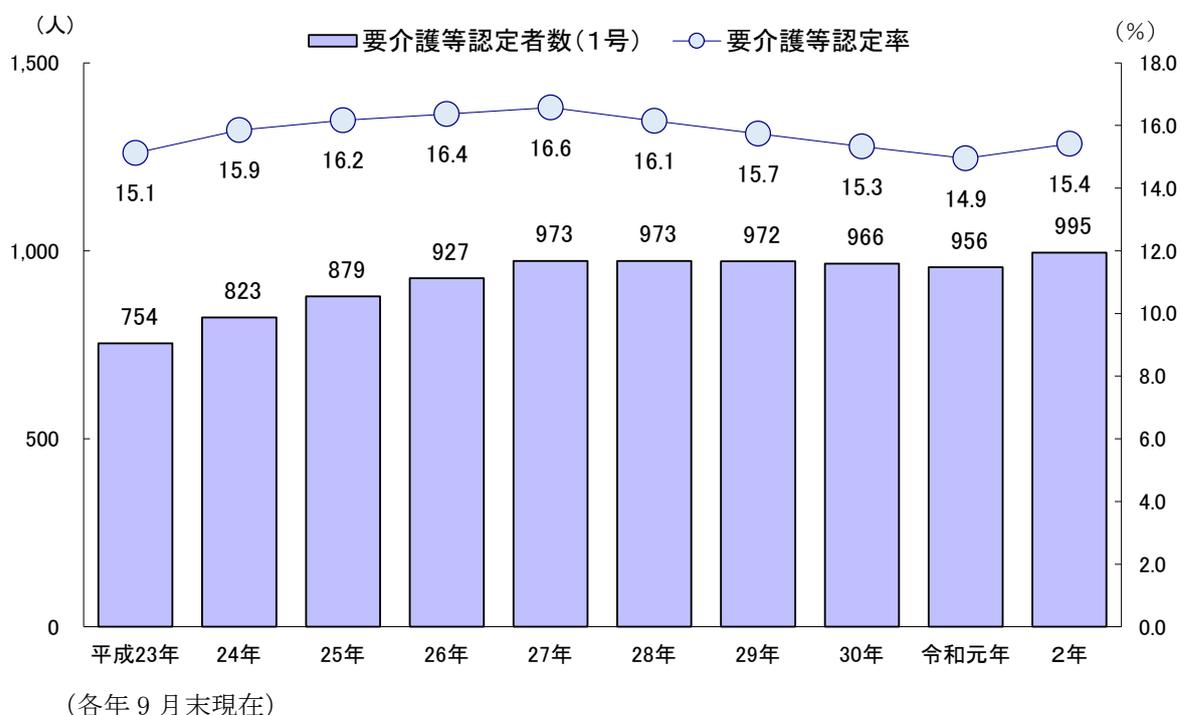
3 要介護者の状況

(1) 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移

平成27年まで増加傾向にあった要介護等認定者数は、平成28年以降微減傾向にありましたが、令和2年は995人と前年に比べ39人増加しています。また、要介護等認定率も平成27年以降低下が続いていましたが、令和2年は上昇しています。

本町の人口構造から見ると、今後10年程度は後期高齢者の増加が見込まれるため、要介護等認定者数の増加と要介護等認定率の上昇が見込まれます。

■要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



(2) 障害者手帳所持者数の推移

平成28年度以降の各種障害者手帳所持者数の推移は以下の表のとおりです。

身体障害者手帳所持者数は年によるばらつきが見られ、令和2年度は831人となっています。また、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年増加傾向にありましたが、令和2年度は前年度よりやや減少し、療育手帳所持者は183人、精神障害者保健福祉手帳所持者は168人となっています。

なお、このほかにも手帳を所持していない発達障がい者や難病患者等、障害福祉サービスの対象となる要援護者は少なくありません。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別） （単位：人）

障がい種別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい	46	48	44	47	44
聴覚・平衡機能障がい	69	71	68	73	77
音声・言語障がい	10	12	11	13	13
肢体不自由	424	440	412	429	415
内部障がい	294	287	280	295	282
合計	843	858	815	857	831

※各年度末現在

資料：福祉課

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別） （単位：人）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	293	283	266	280	275
2級	129	132	121	129	122
3級	123	132	125	136	135
4級	190	194	185	190	180
5級	50	58	55	55	51
6級	58	59	63	67	68
合計	843	858	815	857	831

※各年度末現在

資料：福祉課

療育手帳所持者数の推移（障がい程度別） （単位：人）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A判定	91	91	92	93	94
B判定	73	78	85	94	89
合計	164	169	177	187	183

※各年度末現在

資料：福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別） （単位：人）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 級	4	4	4	4	3
2 級	78	86	93	104	109
3 級	36	42	57	64	56
合 計	118	132	154	172	168

※各年度末現在

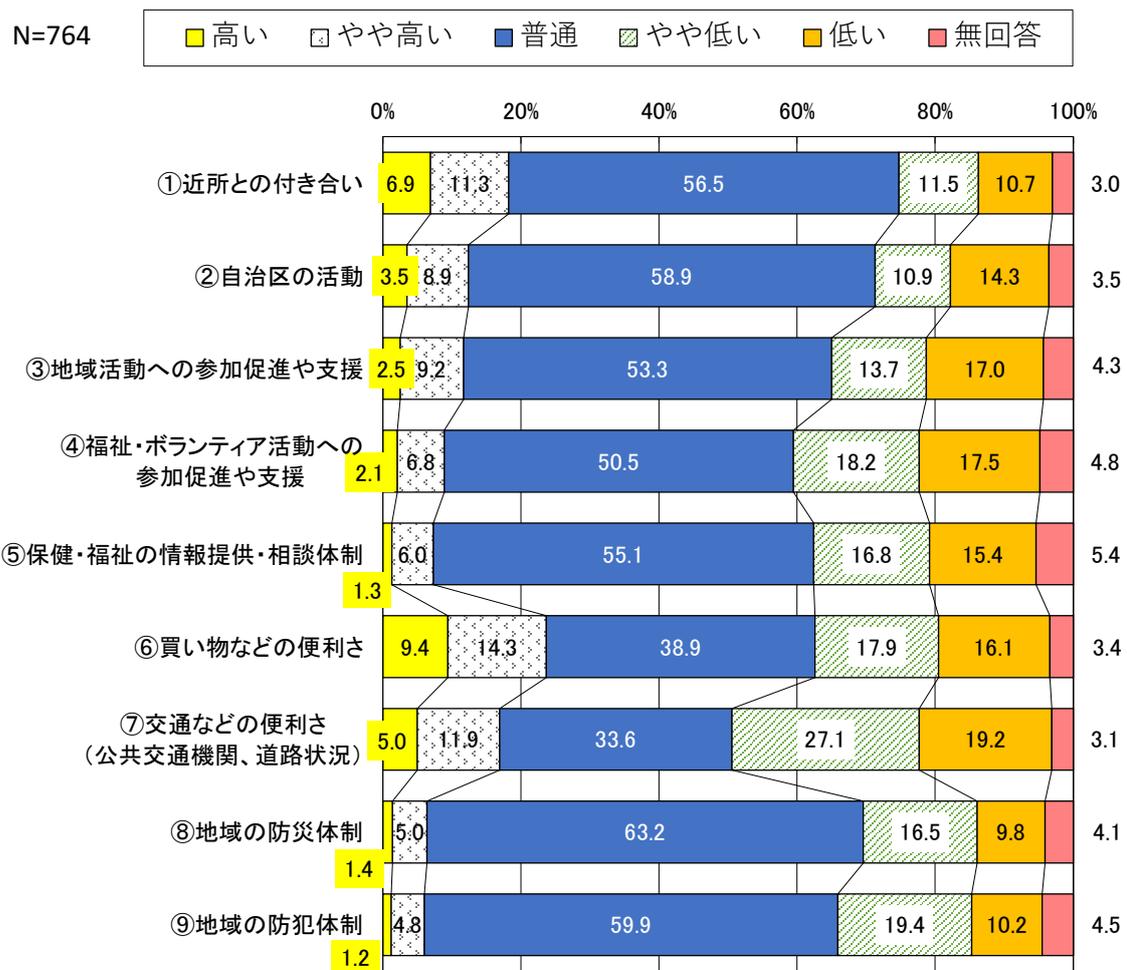
資料：福祉課

4 意識調査結果に見る地域の生活課題等

(1) 地域の暮らしやすさについての満足度

地域の暮らしやすさについてたずねたところ、満足度が「高い」または「やや高い」と回答した人の割合が最も高かったのは「買い物などの便利さ」(23.7%)、逆に、「低い」または「やや低い」と回答した人の割合が最も高かった項目は「交通などの便利さ(公共交通機関、道路状況)」(46.3%)となっています。しかし、「交通などの便利さ(公共交通機関、道路状況)」は「買い物などの便利さ」、「近所との付き合い」に次いで「高い」または「やや高い」と回答した人の割合も高く、「買い物などの便利さ」とともに、居住地区による満足度の差が目立っています(次ページのグラフ参照)。

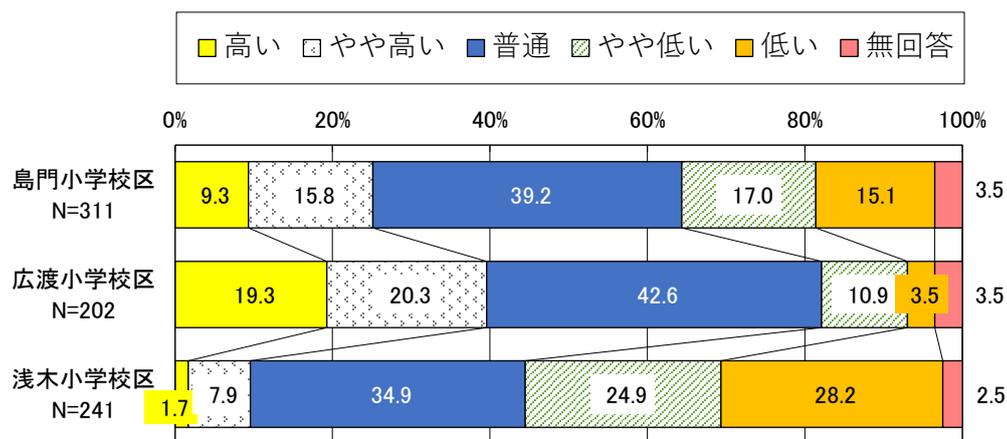
■地域の暮らしやすさについての満足度



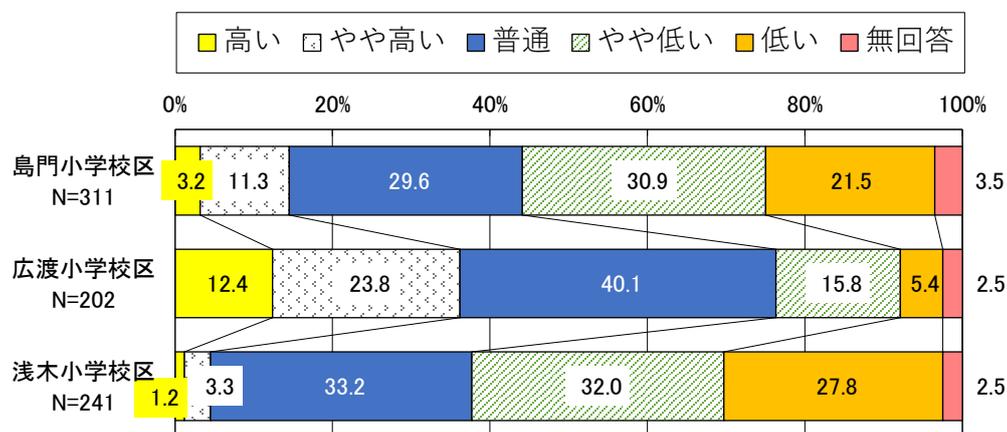
※N = 回答者数

※回答割合は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

■買い物などの便利さについての満足度（居住小学校区別）



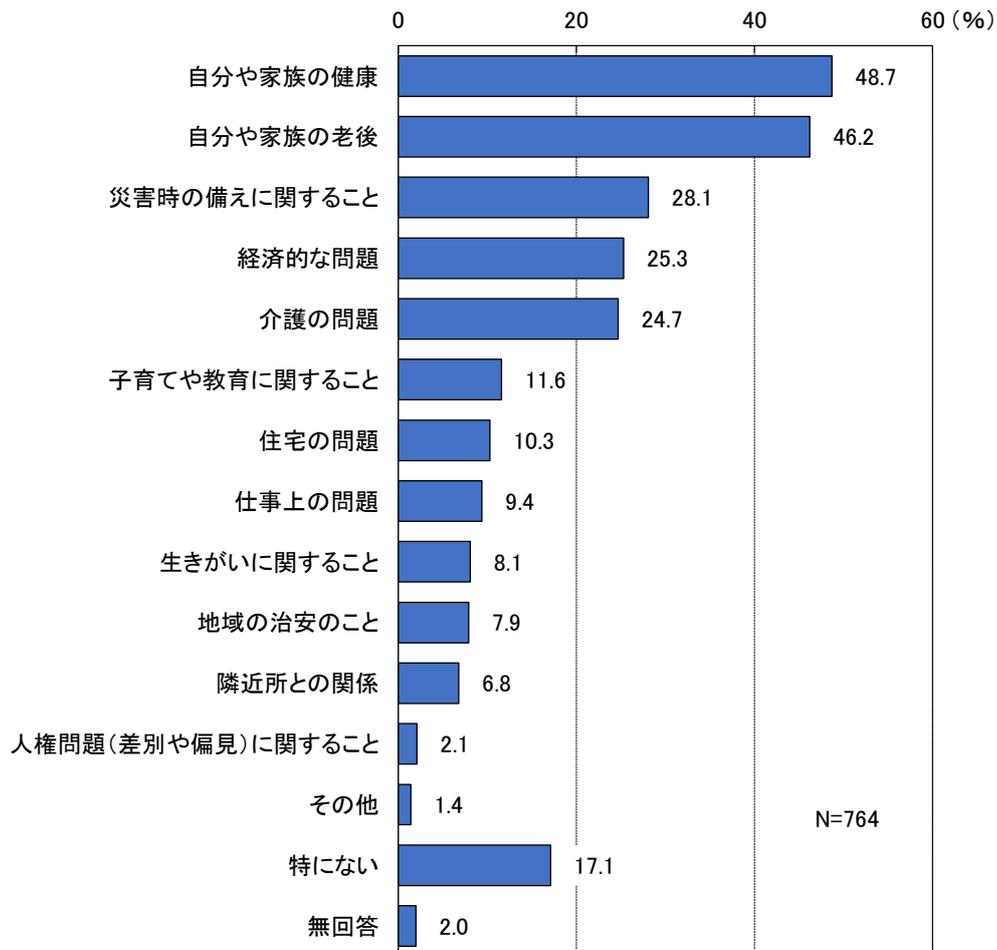
■交通などの便利さ（公共交通機関、道路状況）についての満足度（居住小学校区別）



(2) 日々の生活における悩みや不安

日々の生活でどのような悩みや不安を感じているかをたずねたところ、「自分や家族の健康」(48.7%)や「自分や家族の老後」(46.2%)という回答が多く、以下、「災害時の備えに関すること」(28.1%)、「経済的な問題」(25.3%)、「介護の問題」(24.7%)と続いています。

■日々の生活でどのような悩みや不安を感じているか

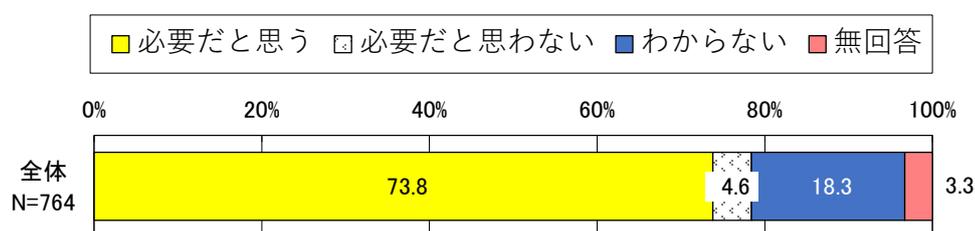


(3) 地域の人たちが協力して取り組む必要があるもの

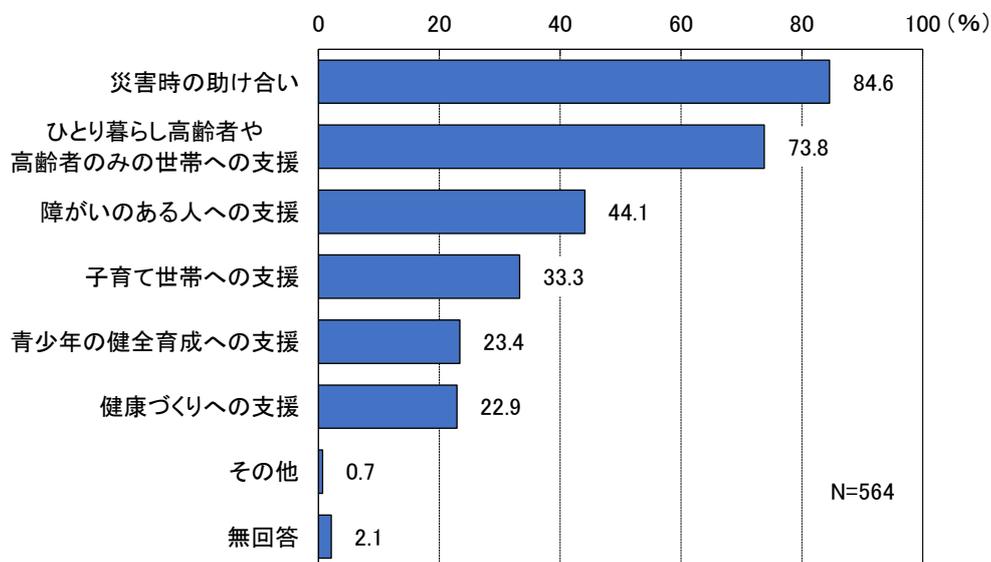
「地域生活の中で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか」とたずねたところ、「必要だと思う」という回答が全体の 73.8%を占め、「必要だと思わない」という回答は 4.6%にとどまっています。

また、「必要だと思う」と回答した人に、「地域の人たちが協力して取り組む必要があるもの」をたずねたところ、「災害時の助け合い」(84.6%)と「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援」(73.8%) が特に高い割合となっています。

■地域生活の中で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか



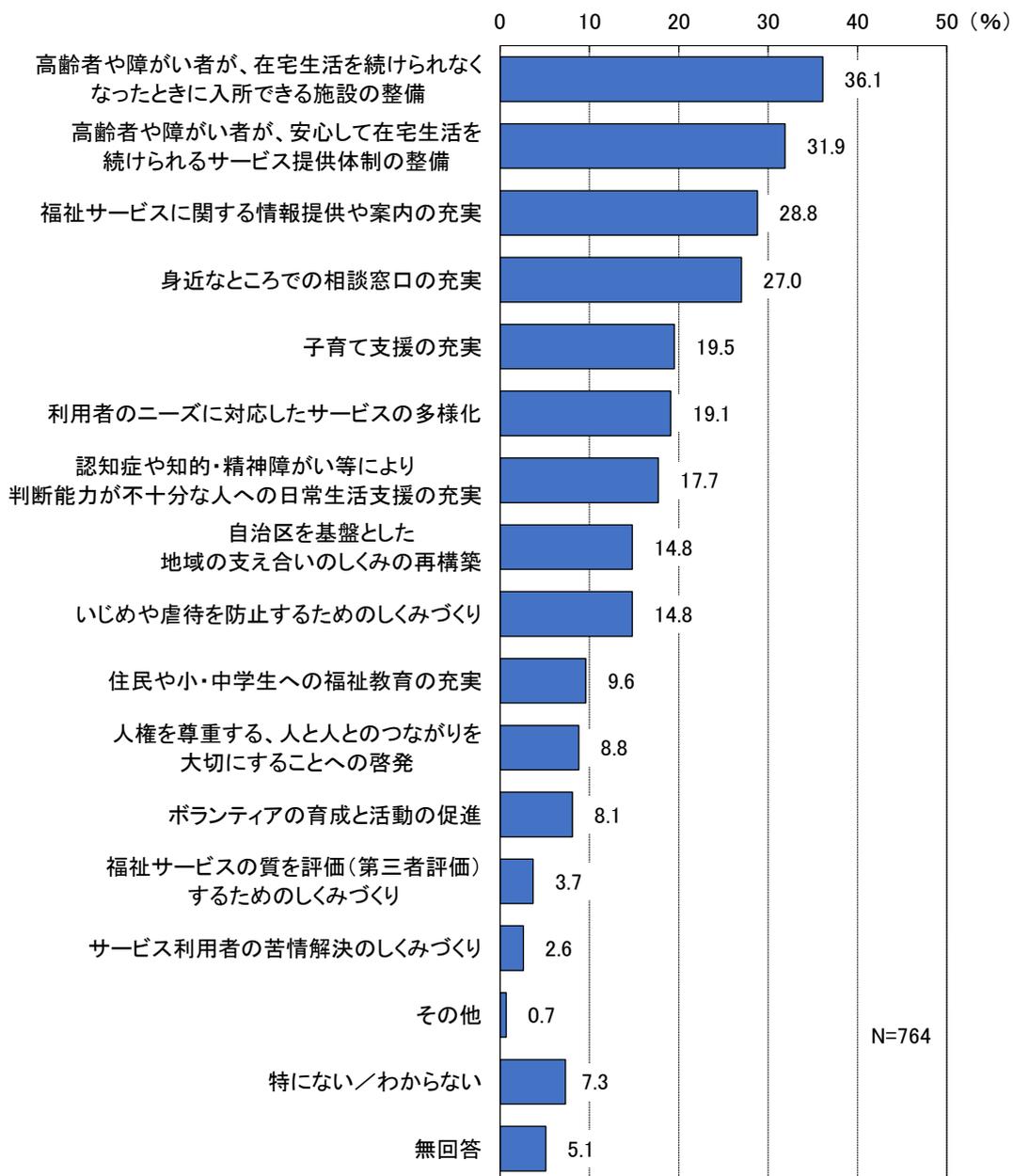
■地域の人たちが協力して取り組む必要があるものは、どれだと思うか



(4) 地域福祉の充実のために優先的に取り組むべき施策

地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策をたずねたところ、「高齢者や障がい者が、在宅生活を続けられなくなったときに入所できる施設の整備」と回答した人が36.1%と最も多く、以下、「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」(31.9%)、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」(28.8%)、「身近なところでの相談窓口の充実」(27.0%)と続いています。

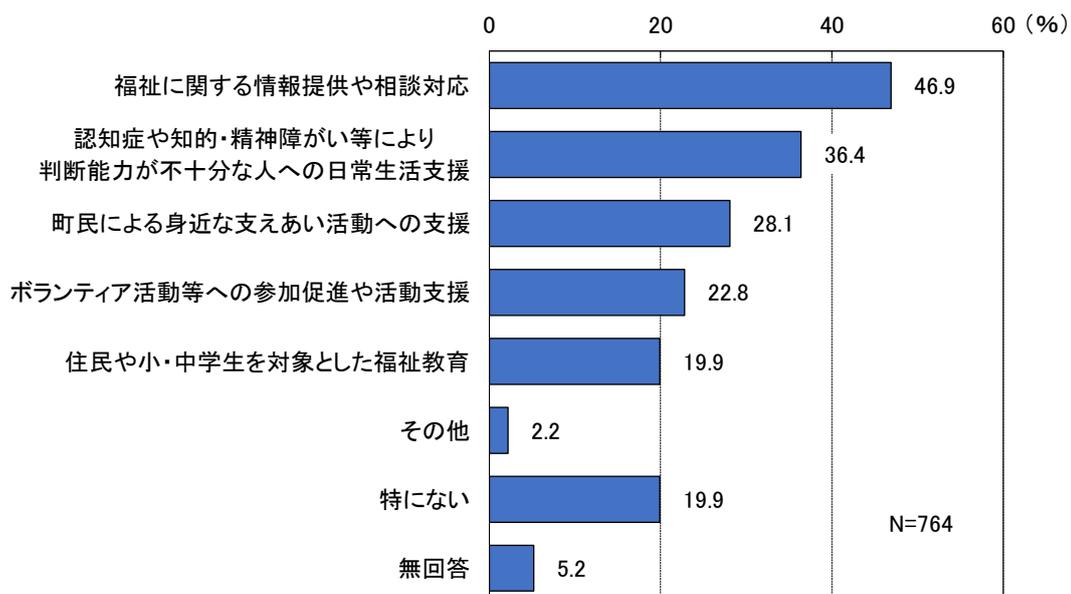
■地域福祉の充実を図るためには、どのような施策に優先的に取り組むべきだと思うか



(5) 遠賀町社会福祉協議会の活動として、今後、充実してほしいこと

遠賀町社会福祉協議会の活動として、今後、充実してほしいことをたずねたところ、「福祉に関する情報提供や相談対応」が46.9%と最も多く、以下、「認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人への日常生活支援」(36.4%)、「町民による身近な支えあい活動への支援」(28.1%)と続いています。

■遠賀町社会福祉協議会の活動として、今後、充実してほしいことがあるか



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 前計画の総括

前計画では、地域における共助のためのニーズ調査やワークショップ等が出された地域の課題を踏まえ、以下の4つの基本目標を掲げ、施策の体系化を行っていました。

[前計画の基本目標]

- 1 ふれあいと支え合いのあるまちづくり
- 2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり
- 3 健康で生きがいの持てるまちづくり
- 4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

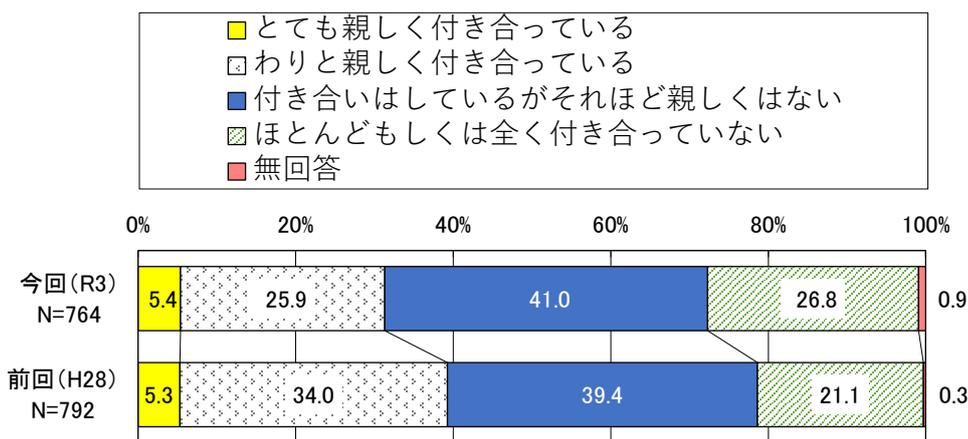
計画期間中、町では、町社会福祉協議会と連携し、地域住民の地域福祉への関心や意識を高めるための啓発や地域における交流・ふれあいの促進に努めるとともに、サロン活動やひとり暮らし高齢者等を対象とする見守りをはじめとする福祉ネットワーク活動など、地域における支え合いの促進を図ってきました。また、みんなが暮らしやすい「地域共生社会」にするために、どんな仕組みや助け合いがあれば暮らしやすいのか、地域の情報を共有し、話し合いをする場として、協議体を設けるとともに、その運営の推進役として生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を小学校区に1人ずつ配置し、生活支援の担い手養成・発掘及び地域資源の開発やそのネットワーク化等に取り組んでいます。その結果、地域による温度差こそあれ、地域福祉活動の輪は少しずつではありますが、確実に広がりつつあります。

しかし、前計画策定時に住民から出された地域の生活課題は、5年経った今も現実に存在し続けています。しかも、その中には今後高齢化が進展することにより、さらに深刻化することが予想されるものも少なくありません。また、意識調査の結果を見ると、地域の支え合いの基礎となる近所付き合いの希薄化はさらに進行していることがうかがわれます（次ページのグラフ参照）。さらに、引きこもりや、ストレス社会が生み出すこころの病の問題、格差社会が生み出す生活困窮者や子どもの貧困の問題など、比較的新しい生活課題への対応も考える必要があります。障害者差別解消法の施行等で注目される差別解消への取り組みや、再犯防止推進法への対応等も、地域共生社会の実現を目指す上で、避けては通れない課題となっています。そして、こうした現状は、生活課題の解決や地域福祉推進の難しさとともに、その必要性和重要性を改めて私たちに認識させるものでもあります。

本計画では、前計画期間中に広がった地域福祉活動の輪を途切れさせることなく、さらなる拡大を図るとともに、社会情勢の変化等による比較的新しい地域の生活課題にも対応できる地域づくりを進める必要があります。

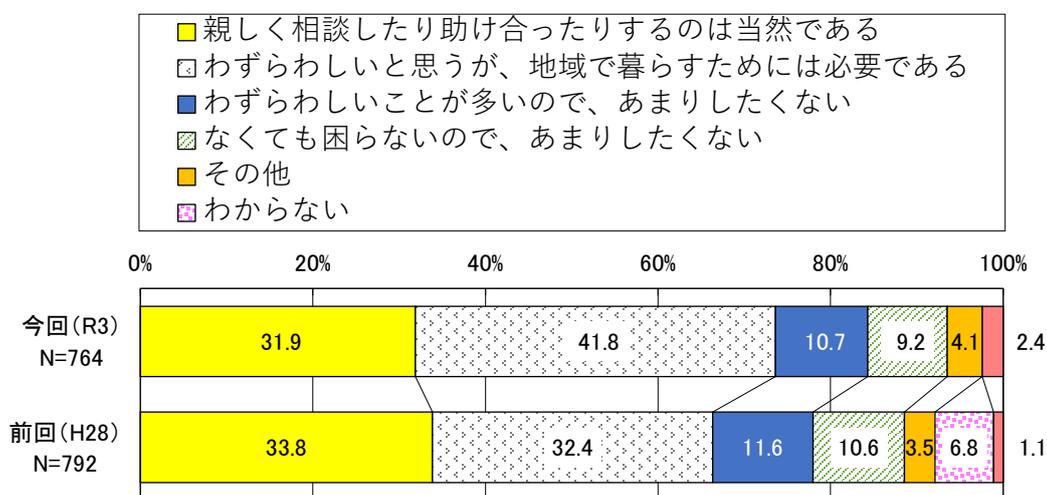
なお、前計画には、個々の施策や事業、さらには家庭や地域での取り組みの積み重ねによって、本町における地域福祉環境を計画の目標年度までにどのように変えていくのか、またどの程度成果があったのか、を検証するという視点で、複数の評価指標と目標値を設定していました。令和2年3月からの新型コロナウイルスの感染拡大によって、介護予防型サロン事業や地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」など、事業実施に支障を来すものもあり、また、目標値の設定にあたっては、計画の目標（めざす姿）をみんなでわかりやすく共有するという機能を重視したため、目標を達成した項目は28項目中10項目となっていますが、今回の達成状況（次ページ参照）を踏まえ、今後の地域福祉の推進のあり方を定める必要があります。

■現在どの程度近所付き合いをしているか（前回平成28年調査結果との比較）



資料：意識調査結果

■近所付き合いに対する考え方（前回平成28年調査結果との比較）



※選択肢「わからない」は今回の設問では削除

資料：意識調査結果

前計画の評価指標と数値目標の達成状況一覧

区分	評価指標	基準値 (H28年度)	実績値 (R3年度)	傾向	目標値 (R3年度)
基本目標1	ご近所と「親しく付き合っている」住民の割合	39.3%	31.3%	↓	70%
	自治区加入世帯率	82.2%*	88.1%*	◎	85%
	介護予防型サロン事業の設置箇所数	20か所*	18か所*	↓	23か所
	介護予防型サロン事業の参加者数	3,107人*	896人*	↓	3,970人
	地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」の年間開所日数	255日*	233日*	↓	305日
	地区の民生委員・児童委員の「担当・活動内容とも知っている」住民の割合	21.8%	20.9%	→	50%
	町社会福祉協議会の活動内容を「知っている」住民の割合	18.8%	19.2%	→	50%
	認知症サポーターの人数*	787人*	1,469人*	◎	1,037人
	ボランティアやNPO活動、地域活動等に参加したことがある住民の割合	35.4%	35.6%	→	50%
	ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数とその構成人員数	16団体 1,382人	15団体* 1,328人*	↓	17団体 1,387人
	ボランティアセンターに登録しているボランティア個人数	7人	55人*	◎	32人
基本目標2	保健・福祉の情報提供・相談体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した住民の割合	12.1%	7.3%*	↘	30%
	福祉に関する情報が必要なときに、「すぐに手に入ると思う」と回答した住民の割合	11.6%	14.9%	↑	30%
	生活支援コーディネーターの配置	0人	3人	◎	3人
	日常生活自立支援事業の利用契約者数	2人*	9人*	◎	4人

注) 令和2年度の介護予防型サロン事業については、コロナ禍により実施の自粛が多くあった
「ぐっぴい」はコロナ禍により4、5月閉所（閉所がなければ目標達成）

区分	評価指標	基準値 (H28年度)	実績値 (R3年度)	傾向	目標値 (R3年度)
基本目標3	特定健康診査受診率	35.3%*	38.9%*	↑	60%
	特定保健指導実施率	61.3%*	80.8%*	◎	65%
	町高齢者人口に占める介護保険の要介護認定率	16.7%*	15.4%*	◎	17.0%
	地域の活動に参加したことがある60歳以上の割合	70.4%	71.6%	→	80%
基本目標4	地域の防災体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した住民の割合	11.4%	6.4%*	/	50%
	災害時の避難場所を「知っている」住民の割合	76.5%	83.0%	↑	100%
	自分の自治区に自主防災組織があることを「知っている」住民の割合	23.6%	24.9%	→	100%
	地域の防犯体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した住民の割合	9.1%	6.0%*	/	25%
	安全パトロールを行っている自治区の割合	100%	100%	◎	100%
	犯罪発生件数(町内街頭犯罪の件数)	125件*	53件*	◎	50%減
	買い物などの便利さについて、「満足」または「まあまあ満足」と回答した住民の割合	32.3%	23.7%*	/	50%
	交通などの便利さについて、「満足」または「まあまあ満足」と回答した住民の割合	24.5%	16.9%*	/	50%
	多目的トイレが設置されている公共施設の割合	79%	89.5%*	◎	85%

※は前年度実績

* 満足度について「高い」または「やや高い」と回答した住民の割合

★傾向欄・・・「◎」：目標達成、「↑」：2ポイント以上改善、「→」：横ばい、「↓」：2ポイント以上悪化

ただし、上記*の項目については、調査票選択肢の変更により基準値との厳密な比較が難しいと判断したため、傾向表記を行っていない。

2 計画の基本理念

前計画では、第5次遠賀町総合計画におけるまちの将来像を踏まえ、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、地域住民一人ひとりが、地域の生活課題を「我が事」として捉え、課題解決に主体的に参画していく協働のまちづくりによって、「みんなで育む 共に生き、共に支え合う絆のまち 遠賀」の実現を目指してきました。

この基本理念は、国全体が目指す「地域共生社会の実現」にもつながるもので、本計画においても、この基本理念を踏襲するとともに、地域共生社会という文言を明示することとします。

みんなで育む 共に生き、共に支え合う絆のまち 遠賀

～地域共生社会の実現を目指して～

3 遠賀町が目指す地域共生社会の形

高齢者の増加や共働き世帯の増加により介護や子育ての支援がこれまで以上に必要となる中、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮といった様々な分野において、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族や地域の支援力が低下しているという状況があります。また、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題を抱えたりするといった状況もみられます。

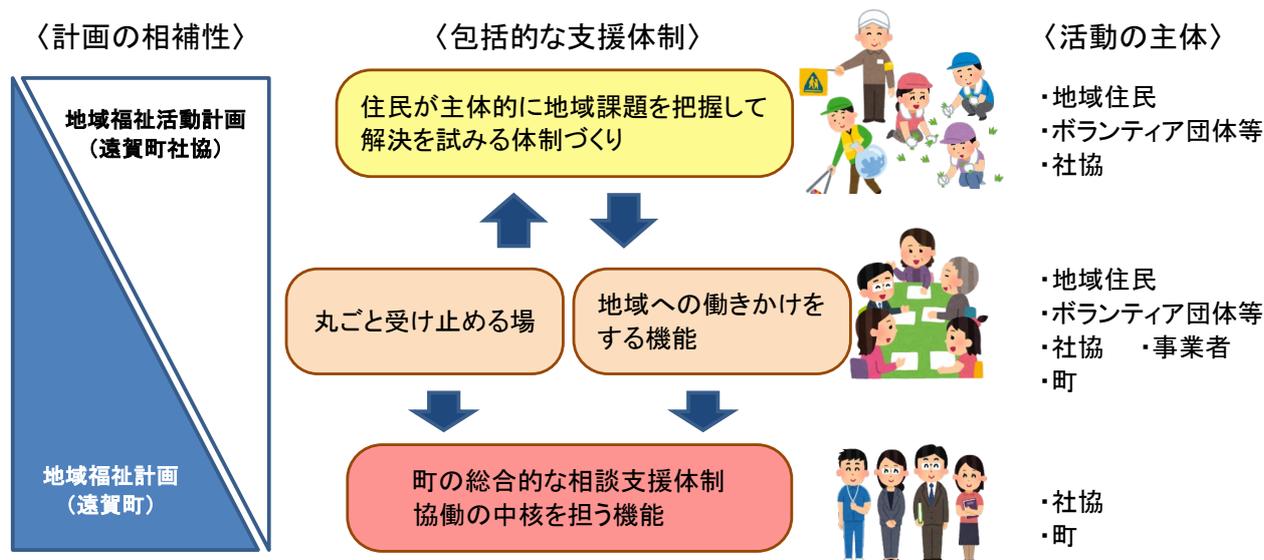
こうした課題を解決するにあたり、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）が求められています。そのため、町民と行政、事業者等が一体となって地域全体で支える力を再構築することが不可欠です。

本町では、高齢者施策として、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・充実を図ってきましたが、今後もこれを着実に進めるとともに、こうした包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指す必要があります。

新しい地域包括支援体制（全世代・全対象型地域包括支援）を実現するためには、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、相談支援（対象者や世帯との相談と、それを踏まえて必要となるサービスの検討、プランの作成など）を分野横断的かつ包括的に提供することが求められます。ワンストップで分野を問わず相談・支援を行うことや、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、対象者やその世帯について、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討していきます。

また、地域包括支援体制の構築を進めるにあたっては、個々人の持つニーズのすべてを行政が満たすという発想に立つのではなく、住民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」を醸成していくことが重要です。本町では、地域のことを自ら守るために行動し、助け合いを強めていく住民・関係者と、包括的なシステムの構築に取り組む行政とが協働することによって、誰もが支え、支えられるという共生型の地域社会を実現していきます。

■計画と包括的な支援体制のイメージ



4 計画の基本目標

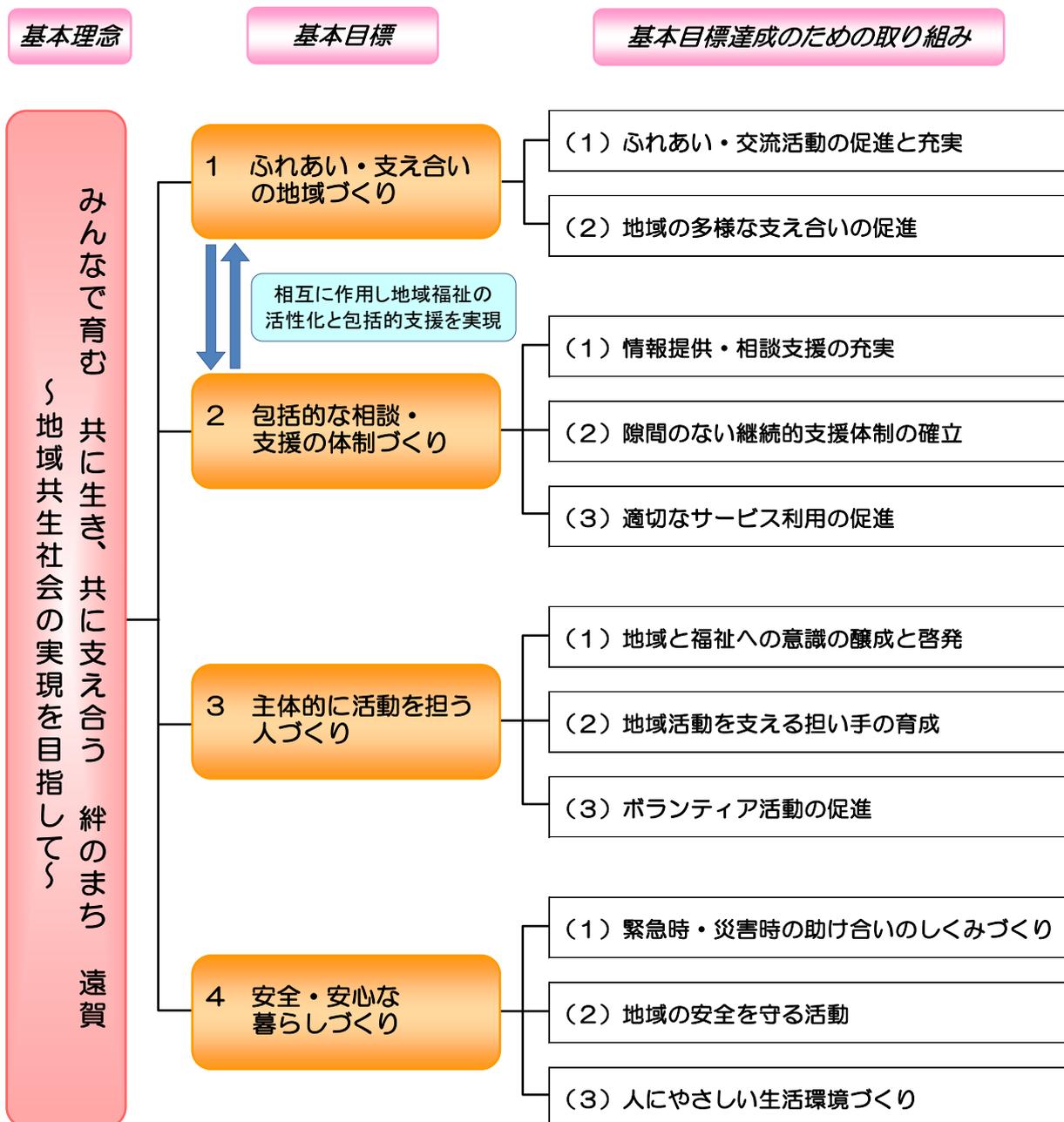
計画の連続性・継続性の観点からは、前計画の基本目標を踏襲することも考えられますが、平成 29 年の社会福祉法改正において国が求めている、「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備」を念頭に、以下のとおり、基本目標の組み替えを行いました。新しい基本目標 1 と 2 は、相互に作用し、地域福祉の活性化と包括的支援を実現するものと位置づけます。

[本計画の基本目標]

- 1 ふれあい・支え合いの地域づくり
- 2 包括的な相談・支援の体制づくり
- 3 主体的に活動を担う人づくり
- 4 安全・安心な暮らしづくり

5 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、第4章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにします。



第 4 章

基本目標ごとの取り組み

基本目標 1 ふれあい・支え合いの地域づくり

私たちの身の回りには、地域での見守りが必要な認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加、地域のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足、虐待や社会的孤立の存在といった多様な地域課題があります。また、様々な悩みや不安を抱え、何らかの支援を必要とする人々が地域に暮らしています。それら地域課題や困り事は住民一人ひとり異なり、また、当事者のライフスタイルも様々であることから、必要とする福祉ニーズも住民一人ひとり異なります。

そこで、私たちの身近な地域で「顔が見える関係」をつくりあげ、お互いの必要な情報を共有できる仕組みをつくっていくことで、様々な地域課題や困りごとの解決につなげていくことが必要となってきます。

本町では、基本理念である「みんなで育む 共に生き、共に支え合う絆のまち 遠賀」を実現するため、「ふれあい・交流活動の促進と充実」により顔の見える関係をつくり、身近な「地域の多様な支え合いの促進」により、ふれあい・支え合いの地域づくりを推進します。

1 ふれあい・交流活動の促進と充実

(1) 現状と課題

地域の支え合いの基礎となる近所付き合いの希薄化が進む中（P19・20 参照）、隣近助や地域との関わりを持たないまま地域に対する関心が薄れてしまっているのであれば、まずは地域に関わりを持つきっかけをつくったり、交流できる機会を持ったりしながら、互いに支え、支えられる関係づくりを少しずつでも築いていくことが大切です。

前計画では、地域における住民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、誰もが気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実に努めてきました。また、町社会福祉協議会においても、高齢者の介護予防型サロン事業や、友愛訪問など福祉ネットワーク活動等の支援を通じて、世代間の交流やふれあいの促進に取り組んできました。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、一部、中止を余儀なくされた事業やイベントもありますが、アフターコロナを見据え、引き続き、ふれあい・交流活動の促進・充実を図る必要があります。

(2) 今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行- 1	交流・ふれあい事業 の拡充	地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」など、地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。
行- 2		子どもから高齢者まで、多くの世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。
行- 3	住民の交流に関する 情報提供	住民の交流の現状や情報等を「広報おんが」やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。
行- 4	交流の場の提供	地域の誰もが気軽に立ち寄り交流し情報共有できる場づくりに努めます。

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社- 1	地域での交流・ふれ あい活動の支援	高齢者の介護予防型サロン事業や、友愛訪問など福祉ネットワーク活動等の支援を通じて、世代間のふれあいや交流を促進します。
社- 2		交流・ふれあい活動に参加しやすくなるよう情報提供の充実を図ります。

③地域住民・団体ができること

- 地域の行事やイベント等、交流の場に積極的に参加するとともに、世代間交流の機会をつくれます。
- 子育ての当事者は、地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」や子育てサークルに参加するなど、気軽に話し合える子育て仲間をつくるよう努めるとともに、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。

- 安全に配慮しつつ、子どもを外で遊ばせ、積極的に地域と交流し、「地域の子ども」として認識してもらえよう努めます。
- 地区の公民館等を地域の交流の場として活用していきます。

④福祉事業者等ができること

- 学校や地域と連携し、体験学習等を通じた交流を図ります。
- 福祉サービス利用者と地域住民と一緒に楽しめる行事を企画・開催します。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
地域によるサロン活動の実施回数	88回	115回

※地域によるサロン活動は、地域で行われる介護予防型サロンや、茶話会等の地域活動としてのサロン活動を総合したもの

2 地域の多様な支え合いの促進

(1) 現状と課題

前計画では、地域の要援護者等に関する情報交換と日常的な安否確認や見守り活動ができるよう地域の支え合いのしくみづくりを行うことが大きなテーマとなっていました。本町では、町内全自治区に区長、民生委員・児童委員を正副推進委員長とした福祉ネットワーク推進委員会があり、一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯等、要支援高齢者世帯を対象に、見守り訪問活動や介護予防型サロン事業の実施を通して、地域交流、地域活動の活性化を推進してきました。

また、生活支援コーディネーターを小学校区ごとに1人配置し、サロン活動等への参加を通じて、地区住民との顔の見える関係性の構築、地域資源の把握を行っています。今後は、支援の対象を高齢者以外にも広げ、住民に異変があった時の早期発見のみならず、生活上の困難を抱える人の発見のための活動を段階的に強化するとともに、福祉ネットワーク推進委員会メンバー等との連携を強化し、地域課題の抽出やその解決策について住民同士で話し合える場をつくっていく必要があります。

日頃からの地域のつながりを深めることで、「いつもと違う」といった異変に気づける地域となり、そのことが支え合いの第一歩となります。地域の子ども育成会活動やサロン活動などは、各地区の住民同士の助け合い・多様な主体の参画の場として、その支援に取り組む必要があります。

遠賀町の地域福祉の推進の要、福祉ネットワーク活動を紹介します

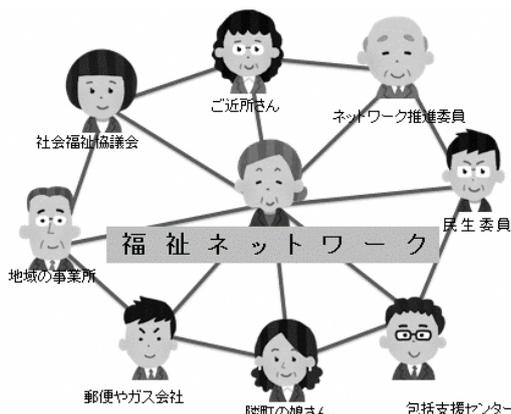
「福祉ネットワーク」とは、遠賀町で行われる独自の取り組みで地域の助け合いのかたちを現したものです。地域には、住民をはじめ、町に根付いた企業や福祉・医療・保健の専門家等がいて、それぞれが地域の大切な役割を担っています。みんなで手をつなぎ、力を合わせ、少しずつ誰かを気遣うことで、大きな安心の網となります。

●福祉ネットワーク活動

福祉ネットワークを作っていくために福祉ネットワーク推進委員等の地域住民が主体的に行う活動です。

●福祉ネットワーク推進委員会

住民参加の地域福祉活動を推進するための組織です。全自治区に1つずつ組織され、区長を委員長、民生委員を副委員長として活動しています。福祉ネットワーク推進委員会の活動は地区によって様々ですが、一人暮らし高齢者やその他援助を必要とする人の見守り訪問、公民館でのサロン活動等を通じて、地域で暮らす人の安心な暮らしを応援するために活動しています。



援助を必要とする人を中心とした福祉ネットワークのイメージ

上別府区公民館での介護予防サロンの様子



尾崎区福祉ネットワーク推進委員会と遠賀町社会福祉協議会とで助け合いの方法について話し合っている様子

(2) 今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行- 5	地域コミュニティ活動の推進	地域における支え合いの基礎となる地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
行- 6	生活支援体制整備事業※の拡充	協議体や生活支援コーディネーターの活動をより地域の中にまで広げ、実際の地域の困りごとを解決できる場として協議体※を設置し、また協議会が機能できるよう、地域の各種団体の連携を支援します。協議体や生活支援コーディネーターについての周知も引き続き行いながら、地域との連携を進めていきます。
行- 7	地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくり	国が推進する重層的支援体制整備事業※の地域づくり事業を参考に、地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくりに取り組みます。
行- 8	民生委員・児童委員活動の充実	民生委員・児童委員活動のスキルアップにつながる研修を継続するとともに、委員間の情報連携・情報共有が図れる実施形態を推進します。
行- 9	地域での健康づくりと介護予防の活動促進	健康意識の向上や健康づくり、介護予防に役立つ情報を発信し、地域ぐるみの健康づくりと介護予防の活動促進を図ります。

※生活支援体制整備事業とは

日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターと協議体（話し合いの場）を設置し、生活支援・介護予防サービスの提供主体等と連携しながら、地域住民主体の「互助」による助け合い活動を推進することで、高齢者の生活を支える体制づくりと社会参加の推進を一体的に進めるものです。

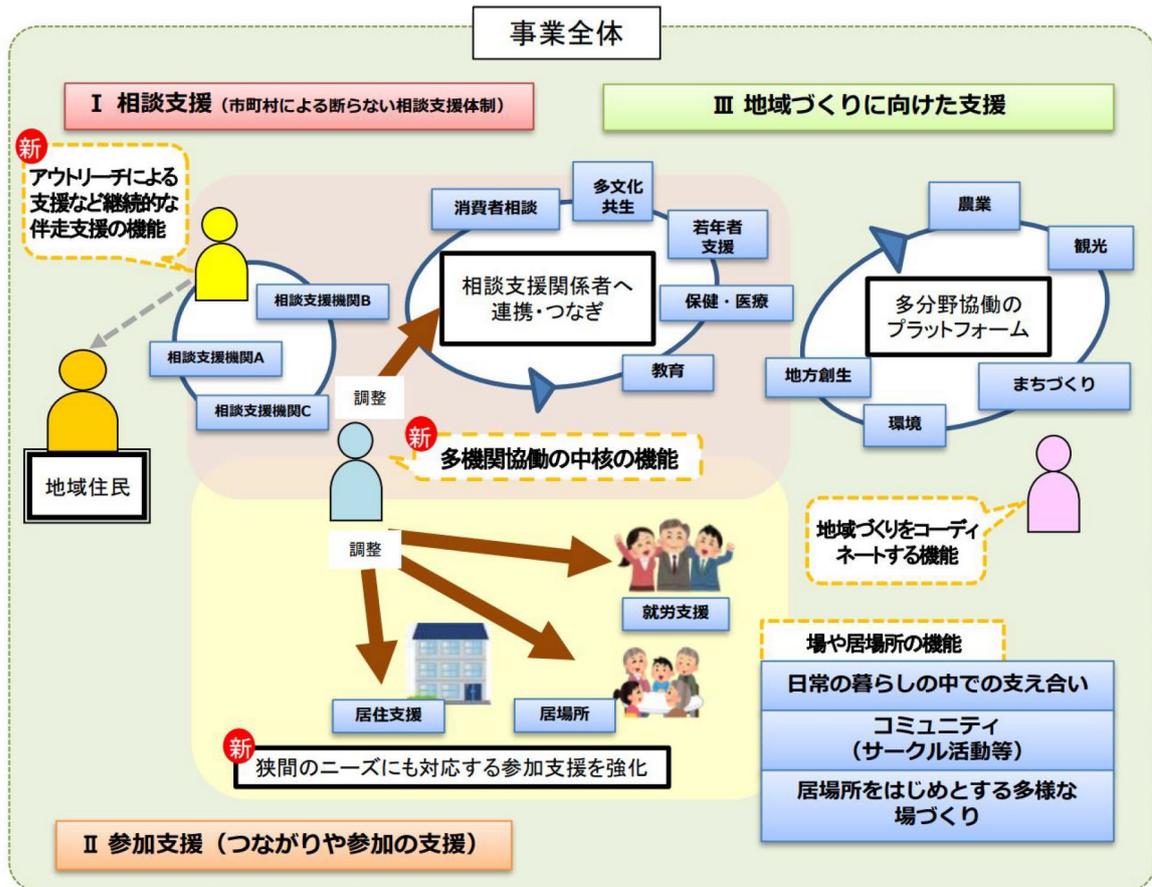
※協議体とは

住民みんなが暮らしやすい地域にするために、どんな仕組みや助け合いがあれば暮らしやすいのか、住民が主体となって地域の情報を共有し、話し合いをする場です。生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、生活支援の担い手養成・発掘及び地域資源の開発やそのネットワーク化等、協議体運営の推進役を担っています。

※重層的支援体制整備事業とは

市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ 相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（社会福祉法第106条の4第2項、下図参照）

■重層的支援体制整備事業のイメージ図



資料：地域共生社会の推進に向けた「かわら版」 第2号（厚生労働省）

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社- 3	重層的な見守り活動への支援	現行の福祉ネットワークをベースに、高齢者のみならず障がい者・子ども等、全世代・全対象型の重層的見守り活動を支援します。
社- 4	福祉推進団体との連携強化と情報共有	町社会福祉協議会が事務局である社会福祉法人連絡会において相互に情報交換を行い、現行制度で対応できない福祉ニーズへの対応や社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動に取り組みます。 ボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティア連絡協議会の開催を通じ、ボランティア団体相互の連携と情報共有を図ります。
社- 5	介護予防型サロン事業の支援	介護予防型サロン事業を住民同士の助け合い・多様な主体の参画の場として捉え、引き続きサロン活動の支援に取り組みます。
社- 6	地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくり	町と連携して、地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくりに取り組みます。

③地域住民・団体ができること

- 自分が住んでいる地域に関心を持ち、見守りが必要な人などを気かけます。
- 頼まれごとをされた時に出来る範囲でお手伝いをします。
- 困りごとがあった時に近くにいる人に助けを求めます。
- 自らが福祉サービスの受け手であると同時に、支え手であることを意識します。
- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。
- 民生委員・児童委員や自治区等の役割を理解し、個人情報保護に配慮しながら、地域の支え合いに必要な情報交換を行います。
- 地域の中の困りごとを地域の中で解決することが出来ないか検討します。

④福祉事業者等ができること

- 学校や地域と連携し、体験学習等を通じた交流を図ります。
- サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
地域課題の発見・共有・解決のための仕組み (小学校区協議体設置数)	0	3
地区の民生委員・児童委員の「担当・活動内容とも知っている」住民の割合	20.9%	30%
町社会福祉協議会の活動内容を「知っている」住民の割合	19.2%	30%

基本目標 2 包括的な相談・支援の体制づくり

これまでは、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等の分野ごとに相談窓口があり、それぞれが必要なサービスを実施してきました。しかし、世帯全体として捉えると 8050 問題（80 歳代の高齢者が 50 歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題）やダブルケア（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）、要介護状態の家族の介護を担わざるを得ない子どもや若者（ヤングケアラー）など複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、分野ごとの縦割りの対応だけでは課題の解決は難しくなっています。

このように、地域課題が多様化、複雑化、複合化する中では、誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくりに努めることが大切です。本町では、「情報提供・相談支援の充実」と「隙間のない継続的支援体制の確立」、さらには「適切なサービス利用の促進」に取り組むことで、あらゆる地域課題を関係機関と連携し包括的に支援できる体制の整備を図ります。

1 情報提供・相談支援の充実

（1）現状と課題

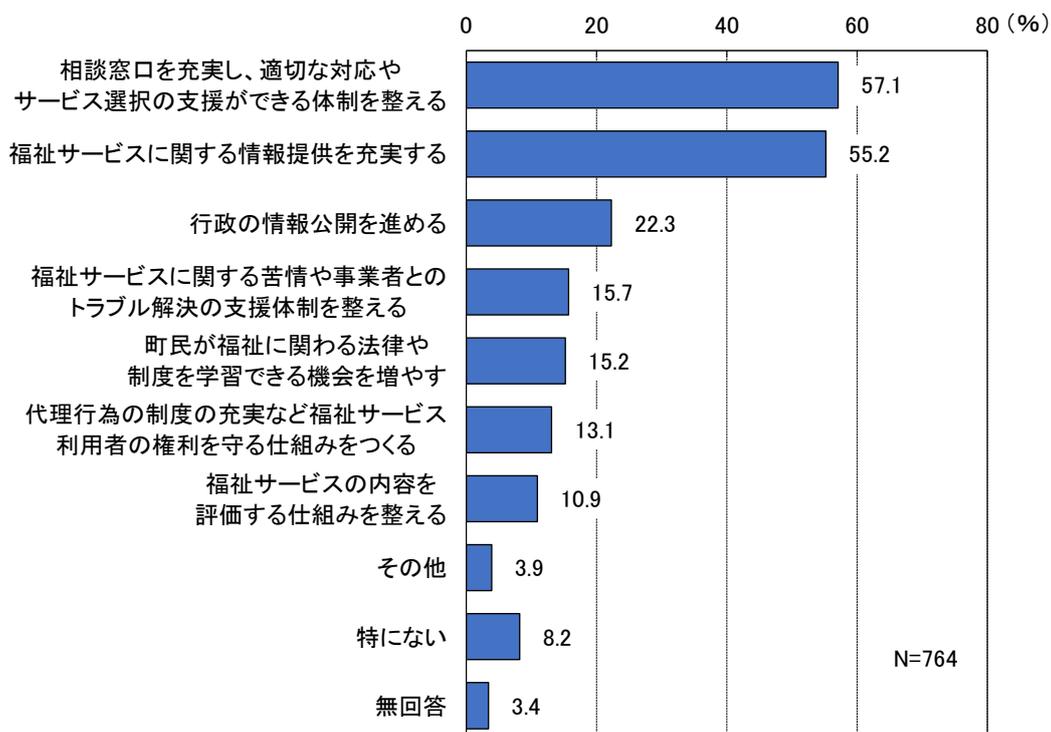
支援を必要とする人や世帯が、最適な福祉サービスを安心して利用するためには、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人々が、どこに相談すればよいかかわからず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、いつでも気軽に相談することができ、複雑な相談に対してはその内容を整理して、どうすればよいか、きちんと対応してくれる相談支援体制が必要で、意識調査の結果もそれを示しています（図 4-1 参照）。

前計画では、「広報おんが」や町ホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板等も活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、福祉ネットワークをベースに、身近なところでいろいろな人が相談に乗ってくれるような地域のしくみづくりを行い、町や町社会福祉協議会の窓口につながる相談支援体制の構築を図ってきました。意識調査結果を見ると、福祉に関する情報が必要なときに、「すぐに手に入る」と回答した住民の割合は 14.9%と、前回調査結果に比べ 3.3 ポイント上昇していますが、逆に、「なかなか手に入らない」と回答した住民の割合も 27.9%と、

前回調査結果に比べ 7.6 ポイント上昇しています（図 4-2 参照）。また、保健・福祉の情報提供・相談支援体制に対する満足度について、「高い」「やや高い」と回答した人の割合は 7.3%で、「低い」「やや低い」と回答した人の割合（32.2%）を大きく下回る結果となっており（P13 参照）、住民に対する情報提供の難しさを裏付ける結果となっています。

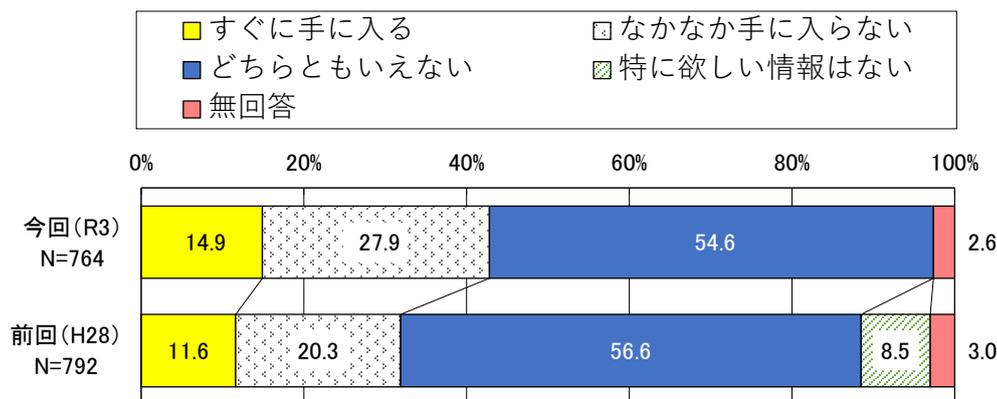
前述のように、平成 29 年の社会福祉法改正において、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備が求められ、令和 2 年 6 月には重層的支援体制整備事業が創設されました。本町では、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮といった分野別にそれぞれ専門の窓口が相談支援に取り組んできましたが、各機関がそれぞれの範囲を対応するという仕組みだけでは、中には取り残されてしまう人や世帯があるため、その隙間を埋める仕組みの構築が必要です。これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、教育関係機関、生活困窮者自立相談支援センターなどの多機関連携により、様々な相談を受け止めるとともに、地域住民が抱える複合化・複雑化した課題（制度の狭間など）の解決を行うために、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備に向けて検討を行う必要があります。

■ 図 4-1 最適な福祉サービスを安心して利用するためには、遠賀町はどのようなことに取り組む必要があると思うか



資料：意識調査結果

■図 4-2 福祉に関する情報が必要なときに、すぐにその情報が手に入ると思うか
(前回平成 28 年調査結果との比較)



※選択肢「特に欲しい情報はない」は今回の設問では削除

資料：意識調査結果

(2) 今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行-10	情報提供の充実	「広報おんが」やホームページに福祉制度や各種福祉サービスの紹介等の情報を掲載することで、分かりやすい情報提供を継続していきます。
行-11	総合相談体制の整備	複合的な問題も丸ごと受け止める（総合相談）体制を整備します。
行-12	相談支援体制の強化	総合的、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるように、相談業務従事者の知識と技術を高め、相談支援体制の強化を図ります。

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社- 7	地域福祉に関する情報提供	広報誌「社協だより」やホームページの活用、福祉ネットワーク活動の支援を通じ、本町における地域福祉に関する情報提供を行います。
社- 8	地域の身近な相談支援体制の整備	地区への訪問を通じて、福祉ネットワーク活動やサロン活動への情報提供や助言を行い、地域の身近な相談支援体制の整備を促進します。

No.	項目	取り組みの内容
社-9	総合相談支援体制の充実	ワンストップで行う支援を念頭に、地域の様々なニーズに対して、相談支援やサービス利用の援助を行う等、総合支援体制の充実を図ります。
社-10		幅広い相談に対応できるよう各種専門家との連携を取り、相談の場の提供を行います。

③地域住民・団体ができること

- 困りごとがあり、自分だけで解決できないときには誰かに相談します。
- 「広報おんが」や町社会福祉協議会の広報誌の他、回覧板や口コミなど様々な地域情報の収集を行います。
- 気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や町社会福祉協議会、町など関係機関に相談します。

④福祉事業者等ができること

- 事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、各種相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。
- 関係者会議等を通じて専門的な立場での参加・協力を行い、多職種間協働の支援体制の構築やネットワークの強化に努めます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
保健・福祉の情報提供・相談体制の満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合	32.2%	25%
福祉に関する情報が必要なときに、「なかなか手に入らない」と回答した住民の割合	27.9%	20%

2 隙間のない継続的支援体制の確立

(1) 現状と課題

支援が必要な住民及びその世帯が抱える課題が複合化・複雑化すると、単独で解決することは困難な場合が多いため、地域住民と専門機関（相談支援機関など）が話し合いの場を持つなど、専門機関による支援や公的サービス（制度）に適切につながる仕組みを構築することが重要です。

しかしながら、閉じこもって誰とも会おうとしない、あるいは、自身が抱えている問題を改善する意欲を失い、支援の手を差し伸べようとしてもそれを拒否（セルフネグレクト）するなど、専門的な支援や公的サービスの利用に結びつかないといった課題もあります。

こうした課題に向き合うためには、既存の相談窓口や利用できるサービスをわかりやすく周知するだけでなく、これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、教育関係機関、生活困窮者自立相談支援センターなどの多機関連携により、訪問（アウトリーチ）による支援を行うなど、解決の糸口がつかめるまで寄り添うことができる体制づくり（本人が主体となって課題に取り組むことを支援する伴走型支援）を推進する必要があります。

また、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ち、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（就労支援、見守り等居住支援など）も求められます。

さらに、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進協議会、生活支援体制整備事業における協議体、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会など、様々な視点から課題の把握に努め、住民をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、町社会福祉協議会、行政等が連携・協働を図り、「自助」「互助」「共助」「公助」をバランスよく適切に機能させた地域福祉の推進を図るとともに、制度の狭間に対応する施策の検討などにも取り組む必要があります。

(2) 今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行-13	支援関係機関の連携体制の確立（多機関協働）	複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する（仮）相談機関連携会議を設置し、連携体制を確立します。
行-14	アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進	必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じ、解決の糸口がつかめるまで寄り添う伴走型支援を実施できる体制づくりを推進します。
行-15	社会とのつながりを回復する支援（参加支援）	相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、社会への参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を図ります。
行-16	制度の狭間の問題への対応（多分野協働による新たな資源づくり）	介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、多分野協働による新たな資源づくりを検討します。

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社-11	新たなサービス開発	（仮）相談機関連携会議に参加し、情報共有やニーズ把握を行い、新たなサービス開発につなげます。
社-12	アウトリーチの充実	地域に積極的に出向き、住民の困りごとが解決に向かうよう支援します。
社-13	伴走型支援の充実	一人ひとりを大切に、本人に寄り添った社会参加・自立に向けた伴走型支援を実施します。
社-14	支援関係機関との連携強化	適切な支援関係機関へのつなぎ、情報共有、役割分担など、課題の解決に向けた連携の強化に努めます。

③福祉事業者等ができること

- (仮) 相談機関連携会議に専門的な立場での参加・協力を行い、支援体制の構築やネットワークの強化に努めるとともに、新たな資源づくりの検討に協力します。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
(仮) 相談機関連携会議の設置	なし	あり

3 適切なサービス利用の促進

(1) 現状と課題

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりません。認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人やコミュニケーション能力に障がいがある人は、その利用手続きを行うことが難しい状況にあります。また、これらの人は財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けやすいことが想定されるため、その権利や財産などを守る取り組みが必要です。

これら判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度があり、町では成年後見制度利用促進のため、成年後見無料相談会や住民向け講演会、事業所向け勉強会を開催し、制度の周知を図っています。また、町社会福祉協議会では、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業を実施しており、社協だよりやホームページによる事業紹介のほか、地区活動訪問時に事業の周知に努めています。今後も引き続きこのような事業の普及・啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

さらに、サービス利用時の不満やトラブルについても迅速な解決が図れるよう、苦情解決制度の周知も必要です。

(2) 今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行-17	福祉サービスに関する情報発信	必要な人に必要な情報が届くよう、事業者情報も含めた福祉サービスに関する情報発信に努めます。
行-18	成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進基本計画（本計画書第5章）に基づき、制度の利用促進を図ります。
行-19	苦情解決制度の周知	苦情解決の仕組みを周知し、問題があった場合の迅速な解決を図ります。

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社-15	日常生活自立支援事業の利用促進	必要な人が必要な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業の周知に努め、事業の利用につなげていきます。

③地域住民・団体ができること

- サービスに関してよく説明を聞き、自分のニーズに合うかどうかよく考えて利用します。
- サービス事業者に関することや苦情対応についての情報の共有化を図ります。
- 気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や町社会福祉協議会、町など関係機関に相談します。

④福祉事業者等ができること

- 福祉事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。
- サービス契約時の事前説明等、契約当事者としての説明責任を果たします。
- 苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置等、事業者内での苦情解決体制の整備を進めます。
- 施設の見学会を開催したり、施設のイベントや行事に地域住民を招待したりしながら情報発信を行い、サービスの利用促進を図ります。
- 各種制度の理解を深め、その人にとって必要なサービスにつながるよう努めます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
日常生活自立支援事業の新規利用契約者数	5人	15人
成年後見制度利用者数	28人	34人

基本目標3 主体的に活動を担う人づくり

高齢者・障がい者・子ども等、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会を実現するためには、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民同士で支え合いができる地域を目指して行くことが重要です。

本町では、すべての自治区で福祉ネットワークをベースとした地域福祉活動が展開されていますが、現在、地域福祉の重要な担い手である、いわゆる「団塊の世代」が令和7年に75歳以上の後期高齢者になります。65歳から74歳までの前期高齢者は当面減少する見込みであることから、今後、地域福祉の担い手不足が深刻化することが見込まれています。

本町では、「地域と福祉への意識の醸成と啓発」「地域活動を支える担い手の育成」を行い、「ボランティア活動の促進」に取り組むことで、主体的に活動を担う人づくりを推進します。

1 地域と福祉への意識の醸成と啓発

(1) 現状と課題

住民が地域福祉活動に主体的に参加するためには、住民の地域意識（地域に関心を持ち、地域のことを知る）を高め、福祉意識を醸成する必要があります。前計画では、隣近所との関わりの重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一人であるとの意識の啓発を図るとともに、地域における活動への参加促進を図ってきました。意識調査の結果を見ると、近所付き合いをわずらわしいと感じる住民は増える傾向にあります（P20 参照）が、大半の住民は、地域生活の中でおこる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思っています（P16 参照）。地域住民が地域の生活課題に対して、「他人事」を「我が事」として考え、多様な関係機関・団体とつなげて地域で課題を解決する取り組みが広がり、社会的孤立を生まない地域づくりができるよう、引き続き地域福祉の意識づくりを推進していく必要があります。

また、地域には様々な人が暮らし、全ての人々が自分らしく人間としての尊厳を持って生きる権利を有しています。しかし、一方で性別による不利益な扱いや暴力、子どもへの虐待やいじめ、高齢者虐待、障がい者への偏見や差別などがあり、社会的な問題となっています。さらに、外国人、自殺者・自死遺族、刑を終えて出所した人、失業者や

ホームレス、性的少数者（LGBT*など）等に対する偏見や差別等の問題もあります。

本計画では、特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、住民一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支えあい助けあえる地域づくりを目指すことを、最も大切な視点に据えて推進していかなければなりません。すべての人々から「心の壁」を取り除き（心のバリアフリー）、地域共生社会の理念の浸透を図るため、引き続き、幼少期からの人権教育・福祉教育と各種広報媒体を活用した啓発・広報活動に取り組む必要があります。

※LGBTとは

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称の一つです。同性愛の Lesbian（レズビアン）と Gay（ゲイ）、両性愛の Bisexual（バイセクシュアル）、出生時に法律的・社会的に定められた自らの性別に違和感を持つ Transgender（トランスジェンダー）の4つの言葉の頭文字をとっています。

（2）今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行-20	地域活動への参画の推進	住民一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことの必要性・重要性についての意識啓発を行い、地域活動の主体である自治会への加入促進を図ります。
行-21	人権教育の推進	高齢者・障がい者・外国人・性的少数者・刑を終えて出所した人等様々な立場の人との交流や学習により、人権尊重のための姿勢や知識を養います。
行-22	人権啓発の推進	高齢者・障がい者・外国人・性的少数者・刑を終えて出所した人等様々な立場の人に対する正しい理解に向けた啓発を行います。

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社-16	住民の福祉意識の啓発	地域による福祉活動の取り組みや町社会福祉協議会の事業についての情報発信や住民福祉講演会の開催により、住民の福祉意識の啓発を行います。
社-17	福祉教育の推進	ボランティア団体や福祉に精通している専門家等の協力の下、小中学校福祉教室等による福祉の啓発を行います。

③地域住民・団体ができること

- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを深めます。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。
- 地域に根付いている祭りや行事等に積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。
- 性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。
- 日常生活を営む上で必要な援助を素直に声に出し、助けられ上手になるよう努めます。

④福祉事業者等ができること

- 地域との大切な連携機会である様々な行事に参画し、福祉情報の提供やサービス事業内容の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。
- 福祉サービスを受ける高齢者や障がい者等が、地域の行事に気軽に参加できるよう、情報提供等参加支援に努めます。
- 高齢者や障がい者の疑似体験講座等、当事者の立場を体験する機会の充実に努めます。
- 障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、障害福祉サービス利用者とは地域住民との交流の場づくりに努めます。
- ユニバーサルデザインによる製品の紹介、普及に努め、共に生きる社会づくりを支援します。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
自治区加入世帯率	88.1% [※]	90%
地域の活動に「参加していない、したことがない」住民の割合	25.9%	20%

※令和2年度末現在

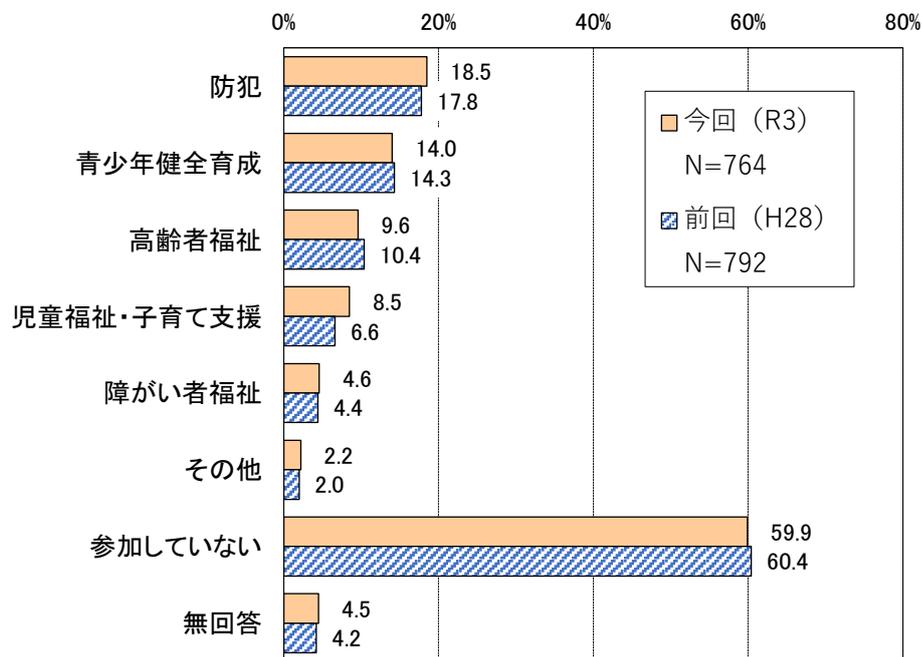
2 地域活動を支える担い手の育成

(1) 現状と課題

地域福祉を推進するためには、地域活動の担い手となる人材の確保・育成が重要です。ボランティア団体に対するアンケートでは、「メンバーの高齢化」や「役員のなり手がいない」ことが課題としてあがっており、人材の確保は急務となっています。しかし一方で、住民に対する意識調査結果を見ると、福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等の参加経験がある人は35.6%です（図4-3参照）が、今後の参加意向がある人は51.5%となっています（図4-4参照）。このことは、これらの活動に参加する意思を持ちながら、参加できていない人が少なからずいることを示しています。加えて、地域福祉の担い手としての技術・資格等を持ちながら、その能力を生かし切れていない人材がいることも予想されます。そのような潜在的な福祉人材を発掘・把握・確保していくことは、地域福祉活動の活性化の原動力となることが期待されます。

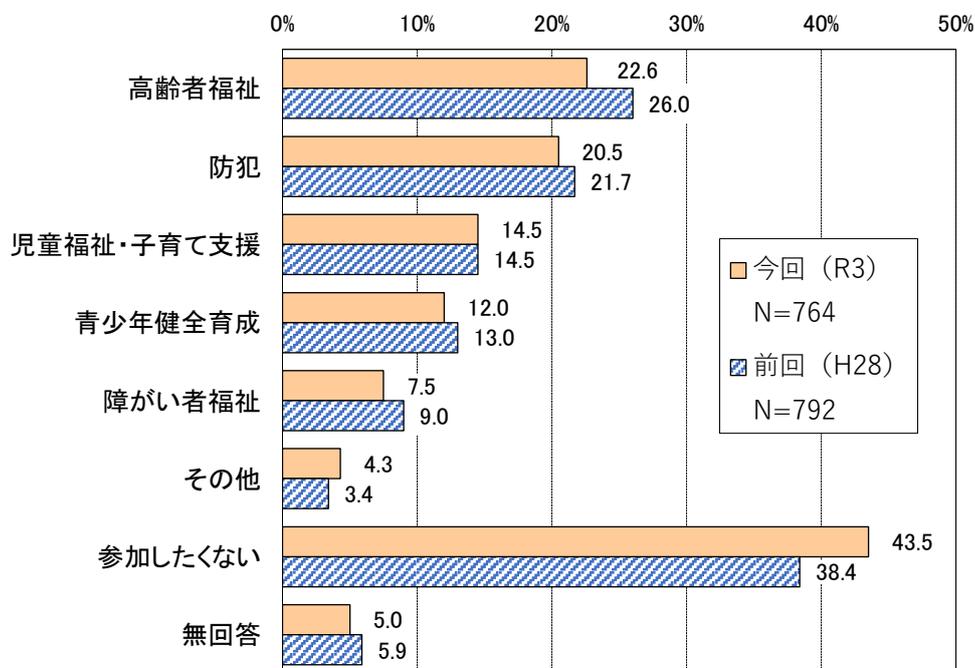
また、本町では、地域福祉の担い手として、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、町社会福祉協議会やボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等の団体が活動していますが、支援を必要とする人が適切な支援を受けるためには、関係機関・団体やボランティア団体との間のネットワークをつくり、ネットワークの中で総合的な支援を行うことも大切です。そのためには、地域活動のリーダーの養成やニーズに合った活動ができる人材の確保とともに、地域福祉に携わる関係機関・団体による連携の強化や、情報の共有化を図ることが必要です。

■ 図 4-3 福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等の参加経験
(前回平成 28 年調査結果との比較)



資料：意識調査結果

■ 図 4-4 福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等の今後の参加意向
(前回平成 28 年調査結果との比較)



資料：意識調査結果

(2) 今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行-23	地域福祉活動の担い手の確保	地域住民・関係機関・団体と連携を強化し、地域福祉活動の担い手を確保するとともに、専門職やリーダー、コーディネーターとしての人材の育成を図ります。
行-24	潜在的な福祉人材の発掘・把握	潜在的な福祉人材を把握するために、関係機関・団体と連携した情報収集を行います。
行-25	民生委員・児童委員のスキルアップ研修	委員のスキルアップに繋がる研修を継続するとともに、委員間の情報連携・情報共有が図れる実施形態を推進します。

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社-18	潜在的な福祉人材の発掘・把握	潜在的な福祉人材を把握するために、関係機関・団体と連携した情報収集を行います。
社-19	関係機関・団体間のネットワークづくり	関係機関やボランティア団体等とのネットワークづくりを支援します。
社-20	交流・情報交換の場の提供	地域で活動する人や団体が交流し情報交換できる場づくりに努めます。

③地域住民・団体ができること

- 地域での行事や活動に、積極的に参加します。
- 研修や講座に参加し、そこで得た知識を実際の活動に生かすよう努めます。
- 自治会活動の役割を理解し、活動への協力を努めます。
- 地域での行事や活動に参加しやすい工夫をします。
- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを深めます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等の参加経験がある住民の割合	35.6%	40%

3 ボランティア活動の促進

(1) 現状と課題

ボランティアは地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。そのため、さらなる活動の充実や人材の育成が求められており、今後もボランティアに対する理解と関心を促し、次代の地域福祉を担う人材を育成し担い手を増やしていく必要があります。

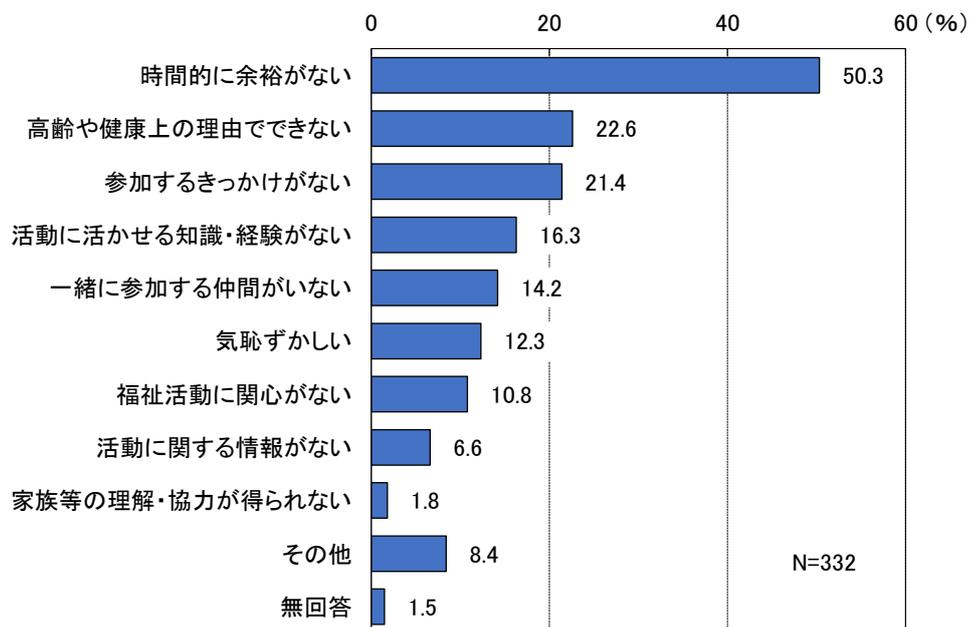
町社会福祉協議会では「遠賀町社会福祉協議会ボランティアセンター」を設置し、町民のボランティア活動への参加促進と支援に取り組んでおり、令和2年3月末現在、センターに登録しているボランティア団体（ボランティア連絡協議会加入団体を含む）は15団体（1,328人）、個人登録は55人となっています。

意識調査結果によると、福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等に参加したことがある人は、5年前の前回調査結果とほぼ同じ水準となっています（図4-3参照）が、今後の参加意向については、「参加したくない」という回答が43.5%と、前回調査結果に比べ5.1ポイント高くなっています（図4-4参照）。

また、福祉に関わるボランティア・NPO活動、地域活動等に参加したくないと回答した人にその理由をたずねたところ、「時間的に余裕がない」（50.3%）、「高齢や健康上の理由でできない」（22.6%）のほか、「参加するきっかけがない」（21.4%）が上位にあがっており（図4-5参照）、ボランティア活動等をもっと盛んにするために必要な取り組みとしては「活動に関する情報提供」が60.2%と最も多くなっています（図4-6参照）。さらに、事業者ヒアリングでは、児童分野におけるボランティア受け入れが進んでいないという課題も明らかになっています。

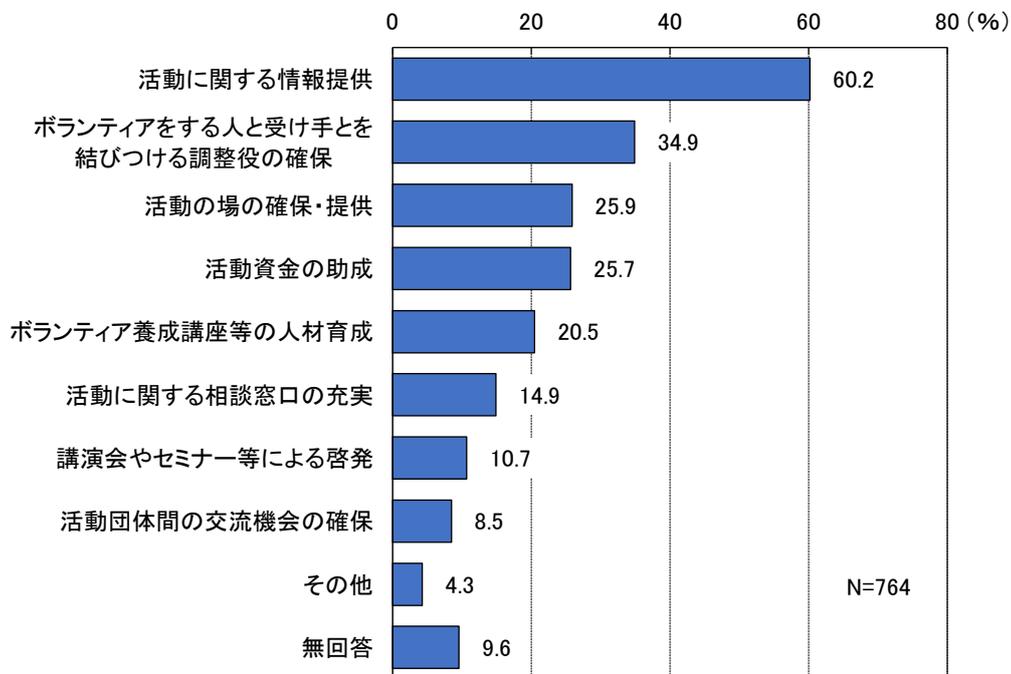
今後も引き続き、町社会福祉協議会と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、住民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成する必要があります。

■図 4-5 福祉に関わるボランティア等に参加したくない理由



資料：意識調査結果

■図 4-6 福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために、どのようなことに取り組む必要があると思うか



資料：意識調査結果

(2) 今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行-26	ボランティア活動に関する情報の収集・提供	ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。
行-27	学校教育におけるボランティア活動の継続実施	学校教育におけるボランティア活動の継続実施により、児童、生徒のボランティアについての理解を深めます。
行-28	住民参加による協働のまちづくりの推進	自治会やボランティア団体・有志団体が主体となって行う取り組みに対しての支援を継続し、住民参加型事業の充実を図り、協働のまちづくりを推進します。

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社-21	ボランティアセンター事業の充実	さまざまな研修会やイベントへの参加を通じ、ボランティア連絡協議会加入団体同士のつながりが発展できるよう支援に努めます。
社-22		各種ボランティア活動の紹介を社協だよりやホームページで行い、ボランティアに関する情報の発信に努めます。
社-23	新しい地域ボランティアの育成支援	地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに合った新しい地域ボランティアの育成支援を図ります。

③地域住民・団体ができること

- 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、地域活動やボランティア活動に参加します。

④福祉事業者等ができること

- ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数	15団体	20団体
ボランティアセンターに登録しているボランティア個人数	55人	80人
チームオレンジ※の設置	0か所	1か所

※チームオレンジとは

近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みです。認知症の人や家族を始め誰でもが気楽に立ち寄り歓談し憩えるより所（交流拠点）を設置し活動を行います。

基本目標4 安全・安心な暮らしづくり

高齢者・障がい者・子ども等、全ての地域住民が住み慣れた地域で暮らすには、住民の安全・安心を脅かす犯罪、交通事故等様々な問題があるほか、施設や交通の利便性等、改善が必要な環境も少なくありません。

本町では、地域の安全は地域で守るという意識を高め、「緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり」と「地域の安全を守る活動」、「人にやさしい生活環境づくり」に取り組むことで、すべての住民にとって安全・安心な暮らしづくりを推進します。

1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

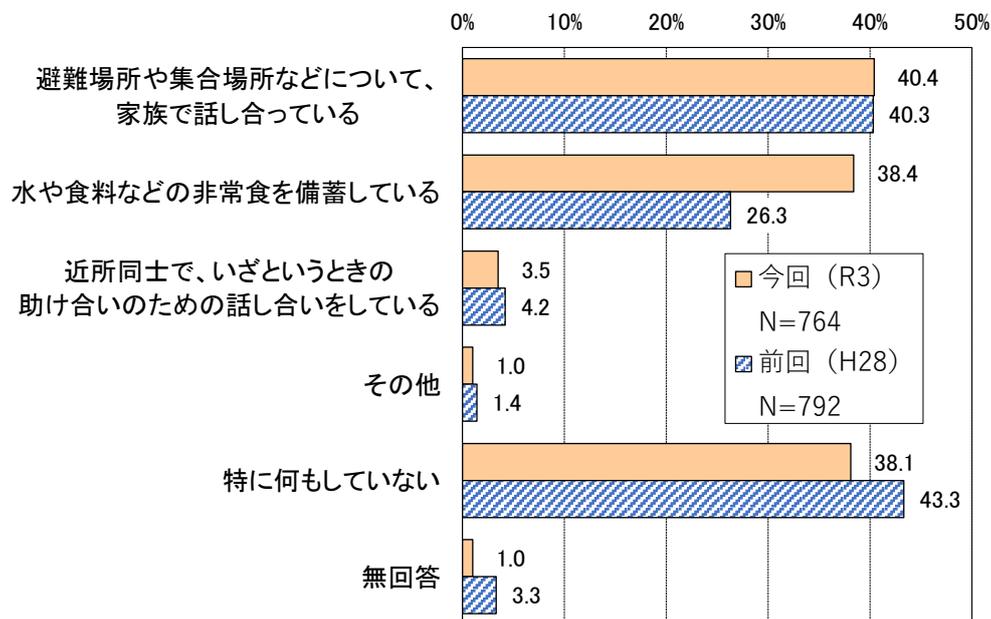
(1) 現状と課題

地域福祉の取り組みにおいては、避難行動要支援者に対する支援をはじめ、防災に対する住民の不安を地域福祉の視点から解消しようとすることも重要となっています。近年、全国各地で地震や豪雨による冠水、土砂災害等の被害が多発しており、住民の防災意識も年々高まっています。

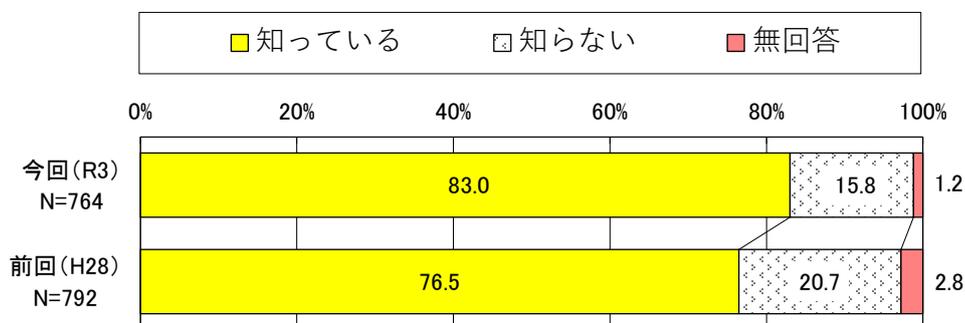
意識調査結果を見ると、地震や風水害などの災害に対する備えについては、「特に何もしていない」と回答した人の割合は38.1%と、前回調査結果に比べ5.2ポイント低下するとともに、「水や食料などの非常食を備蓄している」と回答した人の割合は38.4%と、前回調査結果に比べ12.1ポイント高くなっています（図4-7参照）。また、災害時の避難場所の認知度も83.0%と、前回の76.5%から6.5ポイント上昇しています（図4-8参照）。

前計画では、「遠賀町地域防災計画」に基づき、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担に基づく住民避難を柱とした防災協働社会実現を目指した取り組みを展開し、地域の防災力の向上に努めるとともに、避難行動要支援者個別支援プランを随時（最低1年に1回）更新しながら管理することとしていました。前計画策定後、地域防災計画の改定が行われ、避難行動要支援者個別支援プランもより実効性のある計画にするため、要件や内容の見直しを行いました。引き続き、災害時の助け合いが円滑に行われるよう、平時からの備えをしておく必要があります。

■図 4-7 地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか
(前回平成 28 年調査結果との比較)



■図 4-8 災害時の避難場所を知っているか (前回平成 28 年調査結果との比較)



(2) 今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行-29	防災知識の普及啓発	災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構え等防災知識の普及・啓発等を行います。

No.	項目	取り組みの内容
行-30	災害時の情報伝達手段の整備	災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に住民に正確な情報を提供する体制を整備します。
行-31	避難所用緊急物資の整備	感染症対策用品（間仕切り、簡易ベッド、自動ラップ式トイレ、マスクなど）も含めた必要な物資の備蓄数を確保するとともに、災害弱者に配慮した物資の確保も行います。
行-32	避難行動要支援者個別支援プラン [*] の定期的な確認と見直し	避難行動要支援者個別支援プランの定期的な確認と状況の変化に応じた見直しを進めるとともに、新たな避難行動要支援者の把握と避難支援個別計画の策定に努めます。
行-33	福祉避難所の拡充	一般の避難所で共同生活が困難な要援護者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の拡充を図ります。

※避難行動要支援者個別支援プランとは

一人で避難することが困難な要援護者に対して、事前に避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を策定し、迅速に避難できるようにするための計画

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社-24	災害ボランティアセンターの設置体制の確認と見直し	マニュアルをもとに、災害ボランティアセンターの設置を想定した訓練を行い、災害時に備えます。

③地域住民・団体ができること

- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。
- 日頃から高齢者や障がい者等を意識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助等が円滑に行えるようにするとともに、避難行動要支援者個別支援プランの策定と更新に積極的に協力します。

④福祉事業者等ができること

- 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。
- 事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者等に配慮した避難所として、その機能が果たせる体制づくりに努めます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
地域の防災体制の満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合	26.3%	20%
災害時の避難場所を「知っている」住民の割合	83.0%	90%
自分の自治区に自主防災組織があることを「知っている」住民の割合	24.9%	30%

2 地域の安全を守る活動

(1) 現状と課題

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所の動向が分からず、関心も持たない人たちが多くなっています。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心がさまざまな犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

多様化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

一方、安全・安心な暮らしを実現するためには、本来、犯罪や非行のない地域社会を目指すべきです。我が国の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇し続け、約半数に達しています。これは、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰が困難な状況によるものです。このため、国民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることを支援していくことが求められています。

また、犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至る人もおり、加えて、薬物依存症に対しても対策が求められています。犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる地域共生社会にするため、住民への広報・啓発とともに、支援体制を構築することが求められます。

(2) 今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行-34	防犯意識向上の推進	防犯のための地域活動やボランティア活動の重要性を啓発し、活動への支援を行います。
行-35	防犯設備の充実	防犯灯や防犯カメラ等、防犯設備の適切な維持管理に努め、地域の安全で安心な環境づくりを支援します。

No.	項目	取り組みの内容
行-36	防犯情報の共有・提供	警察、地域、関係諸団体と連携し、情報の共有を図るとともに、発生箇所や内容等、具体的な情報提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。
行-37	悪質商法等による被害の予防	高齢者等を狙った悪質商法やオレオレ詐欺などの特殊詐欺の手口と被害については、町老人クラブ連合会や民生委員・児童委員協議会を中心に積極的に情報提供を行うとともに、地域包括支援センターや在宅介護支援センターとも連携し、被害の予防意識の啓発を進めます。

※下記 No.「行-38～40」については、再犯防止対策*としての取り組み

No.	項目	取り組みの内容
行-38	更生保護に携わる団体の支援と関係機関の連携強化	更生保護に携わる保護司会、更生保護女性の会などの活動を支援するとともに、次世代に活動がつながられるよう、人材の発掘・育成を支援します。 また、警察・司法関係機関と医療・福祉関係機関との緊密な連携により、必要な福祉支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。
行-39	社会を明るくする運動の推進	更生保護に携わる団体、自治区、民生委員・児童委員、青少年の育成に携わる団体、警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、強化月間を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。
行-40	薬物乱用防止対策の推進	薬物乱用や薬物依存症の対策に当たる関係機関との連携強化を図るとともに、薬物乱用防止の啓発キャンペーン等を実施し、広く啓発を行っていきます。 学校教育においては、非行による児童・生徒の修学の中断を防止する観点も含め、薬物乱用防止や非行防止のための教育を推進します。

※再犯防止対策とは

罪を犯した人が、自らの罪を悔い改め、犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員となるよう、社会復帰のための支援を行い、再犯を防止するための対策（根拠法：再犯の防止等の推進に関する法律）

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社-25	更生保護に関わる団体との連携	保護司会等、更生保護に携わる団体と連携し、就労支援等の更生に必要な支援に努めます。

③地域住民・団体ができること

- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報の地域での共有を図ります。
- 安全パトロールを充実させ、自分たちの地域は自分たちで守ります。
- 登下校の時間帯に合わせた買い物や犬の散歩等を行い、地域で子どもたちを犯罪から守ります。
- 子どもが知らない人からの「声かけ」や「つきまとい」などの被害を受けた時に、助けを求めて逃げ込むための場所を提供する「子ども 110 番の家」の取り組みに協力します。

④福祉事業者等ができること

- 福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、被害に遭っていると疑われる利用者に対する声掛けを行います。
- 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
地域の防犯体制の満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合	29.6%	20%
犯罪発生件数（町内街頭犯罪の件数）	53件※	45件

※令和2年度実績

3 人にやさしい生活環境づくり

(1) 現状と課題

高齢者や障がい者等が安心して快適に生活できる環境は、あらゆる人にとって、安全性や利便性、快適性が確保されているということでもあります。町では、このようなあらゆる人にやさしい生活環境づくりを目指し、公共施設や道路のユニバーサルデザインとバリアフリーに取り組んでいます。

また、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院や買い物場所等へのアクセスが容易であることが必要です。居住地域による通院や買い物の手段、所要時間の差異は、生活満足度の地域間格差にもつながります。意識調査結果を見ると、居住地域によって、買い物や交通の便利さに関する満足度に違いが見られ（P14 のグラフ参照）、買い物できる店が身近にないために、食料品や生活用品の購入に支障がある、いわゆる買物困難者が生じています。

町では、買物困難者対策として、民間事業者、町、各自治区の協力・連携の下、移動販売事業を行っています。現在、13 地区 18 か所で事業展開を行い、買い物環境の改善支援に取り組んでいます。

また、高齢者や障がい者等、いわゆる交通弱者にとって、生活支援の移手段としてのコミュニティバスの役割は重要で、令和元年 10 月には利便性向上のため路線の見直しを行いました。今後も継続的に利用者ニーズを把握しながら、利便性の向上を図っていく必要があります。

(2) 今後の取り組み

①町（行政）が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
行-41	バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり	「バリアフリー新法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちを目指します。
行-42	移動販売事業の充実	移動販売事業の継続と充実を図っていきます。
行-43	コミュニティバスの運行	コミュニティバスの運行等により、交通弱者の生活交通手段の確保を図ります。

②町社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社-26	ユニバーサルデザインについての啓発	広報誌や各種講座・講演等を通じて、地域に暮らす高齢者や障がい者の声を発信し、ユニバーサルデザインによるまちづくりの必要性・重要性を啓発します。

③地域住民・団体ができること

- 学校や商工会等と連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善方を検討します。
- 駐車や駐輪をしている車両が杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げとなることのないよう気をつけます。
- 自分の買い物ついでに、買物困難者の買い物を代行するなど、地域で支え合いの関係を築きます。

④福祉事業者等ができること

- サービス利用者等の居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所やバリアのチェックを行い、その人にあった助言を行います。
- 居宅改修等に際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。
- サービス利用者の送迎に努めます。
- 買物困難者をターゲットとした移動販売や宅配等、販売方法の多様化に努めます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
買い物などの便利さの満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合	34.0%	25%
交通などの便利さの満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合	46.3%	40%

第 5 章

成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を平成 28 年に施行しました。そして、この法律に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が平成 29 年に閣議決定されました。

促進法では、「市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するもの」としています。本町においては、高齢者等の成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、第2次遠賀町地域福祉計画に内包する形で遠賀町成年後見制度利用促進基本計画を策定することとしました。

※成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利を擁護し、支援するための制度です。この制度には、判断能力が不十分な人が利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

【法定後見制度】

すでに判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が支援する制度です。判断能力に応じて以下の3つの種類があります。

類型	補助	保佐	後見
対象	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態

【任意後見制度】

将来判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書により任意後見人を決め、支援して欲しい内容をあらかじめ決めておく制度です。

2 基本方針

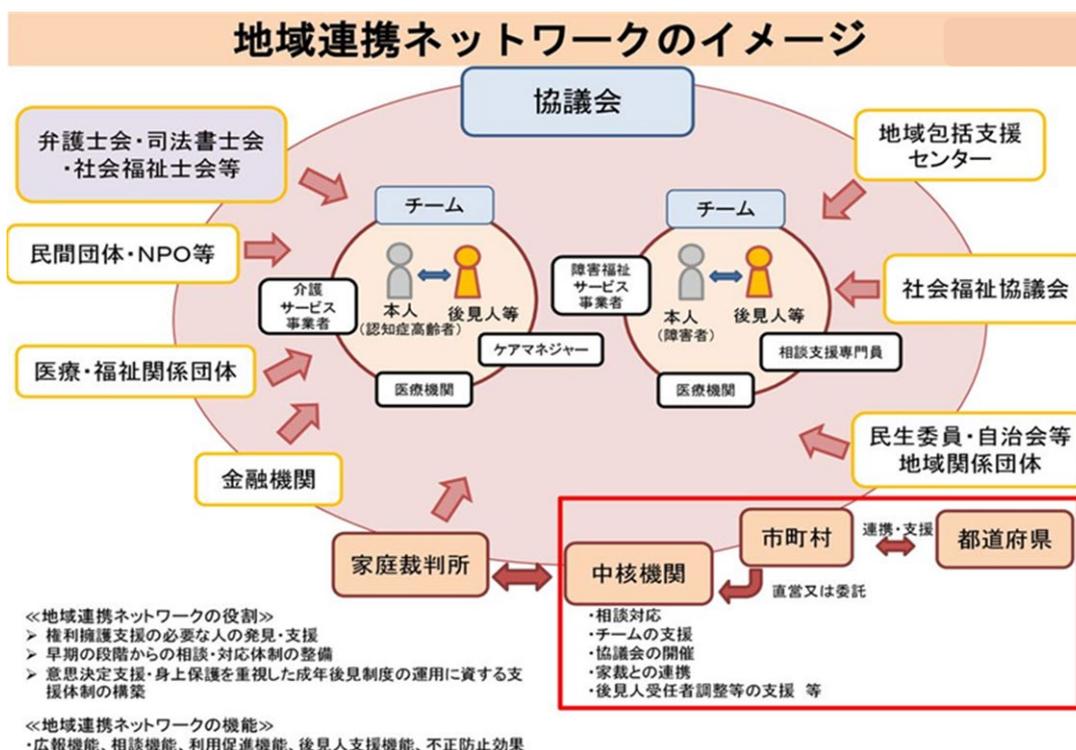
この計画では、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる体制づくりを目的とします。必要な人が、適切にこの制度を利用できるよう、地域連携ネットワークを構築することを目標に取り組みを進めます。

3 具体的な取り組み

親族、福祉・医療・地域等の関係者等が一体となり、「権利擁護支援の必要な人（以下「本人」という。）の発見や支援」、「早期の段階からの相談や対応体制の整備」、「意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指します。

(1) 地域連携ネットワークの構築

本人の支援体制を構築するため、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした、地域連携ネットワークの構築に向け協議を進めます。



出典：平成 29 年 3 月内閣府作成「成年後見制度利用促進基本計画について」所収

①本人を中心としたチームの形成

- 本人の状況に応じ、後見等開始前においては身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人等が加わる形で「チーム」として関わるようチーム会議等の開催を通じた体制づくりを進めます。また、法的な権限を持つ後見人等と地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みづくりを進めます。

②協議会の整備

- 既存の組織を活用し、各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を図る協議会等の設置を進め、個別の協力活動の実施やケース会議の開催等を通し、多職種間での課題整理等を行います。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の設置・運営

- 地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくために、その中核となる機関（以下「中核機関」という。）を設置しました。中核機関は、様々なケースに対応できる法律や福祉等の専門知識を蓄積していくとともに、地域の専門職や各関係機関との関係構築により円滑な運営を図りながら、地域における連携・対応強化の推進役を担います。遠賀町では、より専門性の高い対応ができるよう、「北九州都市圏連携中枢都市圏ビジョン」による連携協約に基づき、北九州市及び芦屋町、岡垣町、遠賀町による中核機関の共同利用という方法を採用することとし、「北九州成年後見センターみると（以下「みると」という。）」に、中核機関業務を委託しています。

◎「みると」に委託して実施する中核機関業務

【Ⅰ 広報機能】

- ・「みると」派遣講師による芦屋町、岡垣町、遠賀町共催の講演会・勉強会等の開催
- ・「みると」ホームページ等を活用した効果的な広報活動の展開 等

【Ⅱ 相談機能】

- ・専門職による住民からの相談対応（電話・面談等）
- ・相談対応の為の関係機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、日本司法支援センター（法テラス）、家庭裁判所、県の機関等）との連携・調整 等

【Ⅲ 成年後見制度利用促進機能】

- ・ 独力で申立てを行う親族後見人等への書類作成等の支援
- ・ 町長申立て時の事務手続き支援 等

【Ⅳ 後見人支援機能（モニタリング・バックアップ）】

- ・ 成年被後見人等を支えるチーム（成年後見人等及び本人に身近な親族、福祉・医療等の関係者）に対する相談対応等の支援
- ・ 成年被後見人等の支援について協議する場（国が言う「協議会」）として開催される、地域ケア会議、個別ケース会議等への参加及び助言等 等

※受任者調整（マッチング）等の支援や市民後見人の育成等については、今後検討を行っていきます。

（2）成年後見制度の利用促進

中核機関を中心に、成年後見制度の認知度を高める取り組みを進めるとともに、本来、制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるよう、相談支援体制やフォロー体制、利用支援事業等の充実に努めます。

①成年後見制度の広報・啓発活動

- 成年後見制度が、本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることなど、制度の特長や留意点に関する啓発に努め、制度の理解促進を図ります。本人、家族だけでなく、その人たちの生活の関係者（医療、介護、福祉、その他社会資源等）への啓発をすることにより、個人に応じた制度の利用を推進します。また、地域において権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなげます。

②相談窓口の明確化と早期支援

- 成年後見制度の利用について、早期の段階から身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。また、相談内容により、成年後見制度の利用以外の方法で支援が可能と判断した場合は、適切に他の機関につなげます。

③意思決定支援・後見人等の担い手の確保

- 本人の意向を確認するとともに必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような体制のあり方について、専門職団体等と連携及び協議を行い、状況に応じた適切な受任者調整（マッチング）への取り組みを進めます。また、成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくために、社会福祉法人等の法人後見の担い手の確保に向けた検討を進めます。
- 日常生活自立支援事業の利用者において、補助・保佐・後見類型への転換が望ましいケースについては、スムーズに制度間の移行が行えるよう、町社会福祉協議会とも連携して対応します。

④身上保護の充実・後見人等支援

- 後見人等が本人の意思を尊重した身上保護を円滑に行うことができるよう、「チーム」による支援を推進します。
- 親族後見人等が安心して後見業務に取り組むことができるような相談体制のあり方や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるための後見人支援のあり方について、中核機関を中心に協議を進めます。

⑤成年後見町長申立てと成年後見制度利用支援事業

- 本人の生命や財産等が脅かされている状況にあるにも関わらず、本人や配偶者、四親等内の親族から家庭裁判所に後見等開始の申立てができない人を見つけだした場合は、速やかに関係機関と連携し、町長申立てを行います。
- 必要な費用を負担することが困難な人に対して、審判の請求費用及び後見人等への報酬を助成するための事業の実施を継続します。事業の対象者及び助成額については、成年後見制度の需要を十分に調査した上で、随時、見直しを行います。

第 6 章

計画の実現のために

1 計画内容の周知徹底

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、「広報おんが」や町ホームページ上で計画内容を公表し、広報・啓発に努め、住民への周知徹底を図ります。

2 計画の推進体制

福祉課・町社会福祉協議会を事務局とした庁内関係各部門でワーキングチームを組織し、今後の体制構築のための協議や計画の進捗管理を行い、計画を推進していきます。また、ワーキングチームで協議した内容等は地域福祉計画推進委員会へ報告し、意見を伺い、よりよい計画推進となるよう努めます。

3 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門が一体となり、県保健福祉環境事務所、警察、医師会等との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、町と地域福祉推進の中心的な担い手である町社会福祉協議会とが、既に地域で様々な活動をしている自治区、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働の地域福祉推進に努めます。

4 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

資料編



1 遠賀町地域福祉計画推進委員会規則

平成28年3月18日規則第5号

(趣旨)

第1条 遠賀町附属機関の設置に関する条例（平成19年条例第3号）第3条の規定に基づき遠賀町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び委員その他の構成員、並びにその運営に関して必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議等を行い、町長に意見を述べる。

- (1) 遠賀町地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 遠賀町地域福祉計画の実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から15人以内で組織し、町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 学識又は専門的知識を有する者
- (3) 住民の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、遠賀町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の規定による。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 遠賀町地域福祉計画推進委員会委員名簿

	役 職	氏 名	所 属 等
1	会 長	村山 浩一郎	福岡県立大学 人間社会学部 教授
2	副会長	田中 弘子	手をつなぐ親の会
3	委 員	井上 妙子	NPO法人 きぬた
4	//	森 泰子	特別養護老人ホーム 遠賀園
5	//	信行 宏哉	山びこ保育園
6	//	入江 佳代	福岡県自立相談支援事務所（困りごと相談室）
7	//	堀田 敏明	遠賀町自治区長会
8	//	鈴木 文代	遠賀町民生委員児童委員協議会
9	//	大塚 洋	遠賀町身体障害者福祉協議会
10	//	宮原 登	遠賀町老人クラブ連合会
11	//	舩添 まち子	ひまわり会
12	//	山田 由起	遠賀町女性人材バンク
13	//	伊藤 孝司	遠賀町商工会

3 遠賀町地域福祉計画推進委員会の開催状況

	開催時期	議事の内容
第1回	令和3年5月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○会長、副会長の選任について ○遠賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の概要について ○遠賀町の地域福祉に関する意識調査について
第2回	令和3年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○遠賀町の地域福祉に関する意識調査結果報告について ○地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案・体系案について
第3回	令和3年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について （概要説明、素案検討）
第4回	令和4年2月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントで寄せられた意見について ○第2次遠賀町地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画（素案） の修正箇所について ○令和4年度地域福祉実施計画について

第2次遠賀町地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画

令和4年3月

福岡県遠賀町福祉課

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地
TEL (093) 293-1234

社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会

〒811-4312 福岡県遠賀郡遠賀町浅木二丁目 31 番 1 号
TEL (093) 293-0430
